

第百五十六回国
参議院文教科科学委員会會議録第二号

平成十五年三月二十日(木曜日)

午前十時開会

出席者は左のとおり。

委員長 大野つや子君
理事 仲道 俊哉君
橋本 聖子君
佐藤 泰介君
山本 香苗君
林 紀子君
有馬 朗人君
有村 治子君
大仁田 厚君
後藤 博子君
中曾根弘文君
岩本 司君
江本 孟紀君
神本美恵子君
山根 隆治君
草川 昭三君
畑野 君枝君
山本 正和君
遠山 敦子君
文部科学大臣
副大臣
文部科学副大臣
事務局側
常任委員会専門員
政府参考人
文部科学大臣官房長
文部科学省生涯学習政策局長

文部科学省初等中等教育局長 矢野 重典君
文部科学省高等教育局長 遠藤純一郎君
文部科学省高等教育局私学部長 加茂川幸夫君

本日の会議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件
○教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査
(文教科学行政の基本施策に関する件)

○義務教育費国庫負担法及び公立養護学校整備特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(大野つや子君) ただいまから文教科科学委員会を開会いたします。

政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査のため、本日の委員会に文部科学大臣官房長結城章夫君、文部科学省生涯学習政策局長近藤信司君、文部科学省初等中等教育局長矢野重典君、文部科学省高等教育局長遠藤純一郎君及び文部科学省高等教育局私学部長加茂川幸夫君を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと称する者あり〕

○委員長(大野つや子君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(大野つや子君) 教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査のうち、文教科科学行政の基本施策に関する件を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○山根隆治君 おはようございます。

今日、この時間に質疑をさせていただくということについては一つの感慨を覚えているところでございます。御承知のように、イラク攻撃へのタイムリミットがこの十時に来たということの意味であります。

さて、このイラク問題に関する件でございますけれども、まず、遠山敦子文部科学大臣は政治家だというふうに私は御認識してよろしいんではないかと。

○国務大臣(遠山敦子君) 政治家という意味にとらえておられますけれども、選挙によって選ばれた、そういうポジションを持つておられる方を政治家というのであれば、これは当たらないと思えます。私が今のこの職をやらせていただいているのは、むしろ政治家というあるいは国会議員という中から選ぶよりは民間からというような発想で選考されてここにいらっしゃると思っております。その意味で、私は政治の中に組み込まれておりますけれども、私自身は政治家というそういう認識は持っていないわけでございます。

○山根隆治君 今触れられましたように、政治家の定義というのはあいまいなものでございますけれども、我が国の法体系の中では、政治資金規正法第三条第四項では公職の候補者である者、公職の候補者になろうとする者、現に公職にある者というふうな定義をされているわけでありますし、またその公職とは何なのかということについては、公職選挙法の第三条で国会議員及び地方公共団体の長又は議会の議員というふうな定義されているわけですから、そうした法体系の中では今の大臣の御認識というものは妥当なものだろうというふうにも私もある範囲では認識をするわけでございますけれども。

小泉内閣の女性閣僚、三名でしたか、おられます。その中の川口外務大臣は、先般、政治家の定義ということを意識されていたかと思えますけれども、政治家だろがなかるうが仕事をやるにふさわしいかどうかで判断すべきだということを言われている。つまり、揺れ動く心のうちをこう表現されたというふうに私は思いますけれども、この川口外相の御発言に対しての何か御見解なり感じるところはございますか。

○国務大臣(遠山敦子君) 川口外務大臣がどういう場面でそのような発言をされたかについては承知いたしておりますので、正確な意味でのコメントはできないと思えます。

しかし、私も思いは同じでございます。今、特にこういう世紀の変わり目、あるいは時代の変り目、政治の持つ大変大きな課題に直面しているときにこの職にあるということは、政治家という、狭義の政治家ということではありませんけれども、私はその責任の重大さ及びこの職の持つ影響力というようなことを考えますと、たとえ出自そのものは選挙によって選ばれた者でないにしても、あるいはないからゆえに、より真剣に私は自らの所掌のことに対して責任を持つて当たりたいという気分であるところでございます。

○山根隆治君 私は、大臣がノーバッジで大臣職に就いておられるということは非常に意味で意味のあることだというふうに思っております。政治家はどうしてもやっぱり選挙というものを意識せざるを得ませんし、そこでいろいろ自分自身に対して縛りを掛けるということもあるいは場面によつては起きるのかも分りません。しかし、民間というか、経歴はちよつと民間ということではありませんけれども、ノーバッジで現職に就いておられるということについては、思う存分職責を全うする立場にあられるということでは、

私は小泉総理の人選というのは評価する立場でございませう。

フランスのドゴールの政権下であったアンドレ・マルロー文化相も、御存じ、当然であろうかと思えますけれども、遠山大臣も文化庁の長官をやられたということで、ドゴールとの対談を本にまとめたものもマルローは出ているわけでありませうけれども、アンドレ・マルローのイメージというのは、文化人、高い教養のある方であったと同時に、やはり政治家としてのにおいというか、そういうものを私自身は感じていたものであります。そういう意味では政治家に限りなく近いお立場にある大臣だということに思えますし、あるいは私は政治家の一員であるというふうなことをもし断言されたら、私はそのこと自身も評価をしたいと思います。

さて、このイラクの攻撃が、アメリカ軍等による攻撃が間近に迫った中で、今、大臣も様々な思いがあらだるうというふうに思えますけれども、いずれにいたしましても、大臣のお立場は閣僚の一員だということは間違いないわけでございますから、この閣僚の一員として、アメリカ軍等によるイラクへの攻撃、そして日本の政府の取組うとして措置について、その閣僚の一員としての御見解をこの際聞かせていただきたいと思えます。

○国務大臣(遠山敦子君) お話のように閣僚の一員でございまして、内閣として、この今起ころうとしております大変大事な時期に日本がどのような立場を取るかということにつきましては、内閣総理大臣が明確に決断をされました。

確かに、国連というものを大事にしてきた国際協調を前提とする我が国の在り方としては、新しい国連決議があった方が望ましいということでは、様々な外交活動を続けてまいったと思えます。いろいろな国もそうだったと思えますけれども、現にそのことにおいて、アメリカのブッシュ大統領が新しい決議がなされる見通しが立たないということで、仮に新しい決議がなくても、これはアメリカ

カとしてはイラクに対する、イラクのこれまでの様々な国連決議への違反ということに着目をして、アメリカとしては四十八時間の猶予期間を経た後に決断をするということを言われたわけでございますが、それを受けて、内閣総理大臣として、そういう状況下における武力行使の立場というところは理解でき、支持するというふうな明確に言われたわけでございます。

もちろん、だれしも世界の平和というものを願うというのは同じだと思います。しかし、イラクの持ついろいろな脅威ということを考えると、今の事態において様々に日本が置かれた立場を考えると、私は、総理の決断というものは、今の日本の最高責任者としての決断として私はこれはきちんと閣僚として受け止めて、そのことについて私のできる範囲でやるべきことをやっていくという考え方に立っております。

○山根隆治君 大臣は閣議でこのイラク問題について何か小泉総理に発言をされていらつしやいますか。

○国務大臣(遠山敦子君) 閣議の中身につきましても、毎回の閣議の結果を記者会見しておりますけれども、イラクの問題にしまして、私はそれぞれ閣僚いろいろな気持ちを持っていると思えますけれども、これはやはりそれほど活発なそれぞれの意見を開陳するという場面はなくて、むしろそれぞれがいろいろな考えの上に立つて、全体を見通しながら今回の総理の決断というものを見守っているというふうな思えます。

私自身も、イラク問題について特に私自身の考えを閣議で明確に述べたということはないと思えます。

○山根隆治君 それでは、大臣御自身が総理及び、同性ということもございしますが、川口外務大臣に対してこのイラク問題について御発言あるいは御進言なさったことはございませうか。

○国務大臣(遠山敦子君) 外務大臣とは閣僚の席も隣でございまして、私自身はトルコにいたというふうなこともございまして、トルコ情勢等につ

いて若干の意見交換をしたということはございませうけれども、日本政府としてどういう対応をすべきかということについて明確な意味で私の方から進言をしたとか、そういう場面はございませうませんでした。

○山根隆治君 実は、三月の十一日でしたですが、女性国会議員有志四十二名による小泉総理にイラク攻撃反対の申入れというものをされました。この中には与党の女性議員も入っておられました。自民党から一名、与党議員もおられました。公明党、保守新党からは残念ながら参加者、賛同者というものはおらなかったようでございますけれども、その四十二名が、平和を希求する、強く希求する女性の感性というふうなこともあらうかと思えますけれども、その総理への意思というものを表明されたということが実はあったわけでございます。

そういう意味で、私は、また男性閣僚と違った視点で小泉総理にイラクの子供たちや女性たち、そうした無辜の人々への思いというのはまた別の私は感性があらだつたのではないかとというふうなふうに思ふときに、やはりそれなりの進言というものは私はしていただきたかったというふうなことが少し今の御発言の中からは残念な思いがいたします。

しかし、ここは公的な場でございまして、遠山文科大臣の私はお人柄からして何らかの形でいろいろな御発言は私的にはなさっておられたんではないかというふうなこともそんなくをするわけでありませうけれども、公式なお話としては少し残念な思いも若干残るわけでありませう。

さて、私、昨年トルコ、シリア、レバノンそしてエジプトの中東地域を訪問させていただきました。院の派遣でございましたけれども、各国の外務大臣、指導者と会談することが、そういう機会を得ました。そこで一様に各国の中東の指導者が言っておられたのは、フセインはけしからぬ男だということと一致しておりました。しかし、アメリカが一国の主権というものをじゅうりんすると

いうことについて断固私たちは反対していくんだ、こういうふうな見解を一樣に指導者の方々が述べられていたのが非常に印象的でございます。日本にいて中東問題を考えるときには、アメリカ発あるいはヨーロッパ発の情報というのが非常に多くて、感覚的に日本にいて少し私自身もそれがあつたかしらという思いがしないわけでもございませう。

大臣は、平成何年でしたですか、トルコ共和国の大使もされていたというふうに承知いたしておりますけれども、中東の人々の思いというのをまた別の角度から恐らくお持ちなんだろうというふうに思えますけれども、そうした経験の中から、今回のイラクの問題、また別の感覚があれば、政治的な判断とは別に、その思いを少しお述べいただきたいと思えます。

○国務大臣(遠山敦子君) 確かにトルコに三年余駐在いたしております。初めてイスラム圏に住んだわけでございます。イスラムというものについての勉強を随分させていただきました。

これはキリスト教の文明の知的体系とはまた異なつた、宗教的な意味を持つ、そういう人々の心情の中かなり宗教というものが重要性を占める地域でございませう。しかしながら、国家を構成する人々のほとんどはイスラム教でございませうけれども、イスラム教の中にもいろいろな宗派もございませう。そして、トルコの場合には比較的穏健なスンニ派でございませうけれども、イラクの場合にはそうではなくてシーア派というのがかなり占めていたりいたしまして、同じイスラム圏の中におきましても、その宗派なりあるいはその宗派を通じて得る人々の行動規範というののかなり違ひますし、その拘束力も違うというふうなことはございませう。様々にイスラムの文明の成り立つ、よって立つところのものを学ばせていただきました。その意味で、恐らくあの中東地域の人々の同じイスラムの信者たちの中にも様々な考え方があつたというののも事実でございませう。したがって、今のイラクの政権についてど

うイスラム圏の人たちが考えるかというのは、かなりそれぞれの国によって違っていると思います。宗教というものの共通性が必ずしもその国の在り方そのものを決めていくわけでもないで、やはりその国の、その国についてリードしていく、あるいはその国の成り立ちについて責任を持つている人たちのリードの仕方によって国家の在り方も違ってきていると思います。

したがって、イラクを構成している多くの人々とその周辺の人々の庶民の感覚というものは共通性かなり多いものでございますけれども、やはり国の在り方という面におきましては、それぞれの国の政治形態といえますか、そういったものが非常に国の、何といいますが、存立についても影響しているということございまして、庶民の気持ちとそれから政治をつかさどる人たちの心情とが一致している場合と、そうでない場合ももちろんあるわけでございます。

そんなことで、ここではもちろんはつきりとはなかなか言いかねるわけでございますけれども、あの地域を本当に理解するということは大変難しい作業であるというふうにつくづく感じているところでございます。

○山根隆治君 いろいろな思いというのがひしひしと伝わってきました、いいお話を聞かせていただいたと思います。

さて、第百五十六回国会における文部科学大臣の所信というのはこの間表明がございまして、私もこの席で聞かせていただくと同時に、何度か読ませていただきました。その中で一つ注目した言葉が私自身にございまして、それは知の世紀という表現でございました。知識の知でございすけれども、冒頭のところにその文がまず出てきて、その後も、「科学技術・学術の振興」の中で「知」の創造と活用に向け」という文がございしました。知の世紀等の発信したところがどこかということは言葉としては私も分かりませんけれども、いずれにしても、このことに注目をしたというの、ここにいろいろな私は意味合いがある、

これからの二十一世紀の教育を考えていく上で知というものは何なのかというところの私は認識を是非お尋ねをしておきたいと思ひます。

もし二十一世紀が知の世紀という御認識、そうあるべきだという御認識であったとするなら、十九世紀、そして二十世紀は知の世紀ではなかった。そこを峻別されているとすれば、どのようなイメージで知の世紀ということを表示されたのかどうか。御自身の今まで文部行政に携わってこられたいろいろな施策の中で、きつといろいろな理念もお心の中にあるかと思ひますけれども、その理念に絡ませて、知ということの意味合いということについてお尋ねをしておきたいと思ひます。

○国務大臣(遠山敦子君) 知の世紀という言葉、御指摘によりまして、今所信を見てみますと確かに何度か出てまいります。これは私といひますか文部科学省の発明した言葉ではございせんが、実はかなりこの言葉といひますか、二十一世紀が知の世紀であるということについては広く用いられて始めております。

一番最初に、知といひますか、知識というものがこれからは一國の社会なり世界の経済なりというものを考えていく上で大変大事だということを言ひ始められたのがピーター・ドラッカーではないかと思ひます。知識社会といひますの持つ意味というものについて非常に創造的な出版物を出されたというふうなことが一つのきっかけであろうかと思ひますが、それ以降も、日本でも知価社会でありますとか、知という言葉を使ったたくさん

の言葉がございす。行政上も、そういう知の重要性ということも前提にしまして、知の世紀であるとか、あるいは大学は知の集積体であるとか知の拠点であるとかということと最近使われていたでございす。それは、二十世紀までの間は言わば知識といひますのが価値を持った、もちろん価値を持つわけでございますが、知識を使いこなして、あるいは知識をそのベースにして様々なものを作り出す、そう

いったものが社会の中で交換され流通する場合に価値を持つていくということについては、余りそういう認識はなかったのではないかとと思われま

ところ、二十一世紀、二十世紀の後半あるいは終末の辺りからだと思ひますけれども、情報社会、情報化社会といふふう言われておりまして、情報が伝達するものは知であり知識であり、そのこと自体が経済にも結び付いていくという意味で、知識社会なり知的社会なり、知の世紀というこの言葉の発端が開かれたと思ひております。言わば、それは専門性の高い多様な知識とか情報といひますのが社会を動かしていく原動力になるという認識であるわけでございますが、特に科学あるいは科学技術の世界あるいは学術研究の世界におきましては、正に知を扱うわけでございます。

私は、そういう知の集積体である大学あるいは研究所といったようなものについて所管をしていく立場から、二十一世紀を性格付ける知の世紀をリードしてもらいたいというときに使っております知といひますのは、やや知識社会とか知識といひますのとはちょっと違った面もございす。それは、ここで言ひたいのは、単に知識を持つていく、あるいは知識の集積体といひますのを大事にしていく、既存の知をよく知つていく、あるいはそれらを活用するといひただけではなくて、そういうものをベースによく考える。よく考え、思考をして、理解をして、さらにその上に創造といひますのがない、と、本当の意味で世界をリードするあるいは人類の知に何か付加していく、そういうものではないのではないかと考えております。

その意味で、既存の知の集積それからそれをベースにした思考ないし理解といひますものの上にさらに創造を加えていく、そのところが日本の将来にとって非常に大事ではないかというふう思つていくわけでございます。その意味で、知の世紀なり知の集積体といひますときには、創造性といひますか、新しいものを作り出し、かつま

た、あるいは実践的に行動するというふうなことも含めた意味で使わせていただいているところでございます。

○山根隆治君 後段の部分でほつといたしました。知識ということだけにとらわれていたとすると非常に大変な問題が惹起されてくるということ

をちよつと心配を実はしていたわけですが。西洋人、アメリカを含めての人たちの知といひますの概念と、私たちアジアの人々のこの知といひますの概念といひますのは、私はかなり違つたものがあるだろうというふう思つています。例えば中国から伝来してきた陽明学、これは陽明学者の数だけ陽明学があるといひますほどに様々な理解や解釈がありますけれども、しかし、例えば伝習録といひますものをひもといてみると、これは仏教で言つと法華経のようなものですけれども、知行合一といひますのが出てくる。知識と行動といひますのが一致してはいけないといひます哲学でございすけれども、様々な、私は今の御答弁の中で、いろいろな示唆に富んだ御答弁ございましたけれども、この知行合一、行動といひますのもこの知の中の概念の中に包含されているというふう理解してよろしいですか。

○国務大臣(遠山敦子君) 私も、単に知が何か創造的あるいは英知ということにとどまるのではなくて、何かを作り出すなりあるいは行動といひますのに結び付いていかないと本当の社会の中での意味ある知といひわけにはいかないのではないかと。もちろん、これまで長年にわたつて研究が行われていろいろ解析されてきたそういうたいぐいの知といひますものももちろん大事でございすけれども、これから必要としているのは、それに加えて行動なりあるいは実践なりあるいは何かを作り出す、そういうものに結び付いていくエネルギーとともにある知といひますものをこれから考えていかなくちやならないのではないかとと思ひます。

○山根隆治君 そうしますと、例えば政治家の資質として言われるのも、知といひます意味の中で、知情意、情とそれから意識の意、知情意といひます物の

言いがたいです。この概念も含まれていますか。

○国務大臣(遠山敦子君) 知というものを先ほどおっしゃいましたような形で実践に結び付けたり、何か物として化体するものに作り上げていく場合には、単に知識というのではなくて、それを作り出すという意欲でありますとか情熱でありますとか、あるいは将来を見通してその作り出すものというものは本来に人類のためになるかというようなことの倫理性も非常に大事だと思っております。

その意味では、本当の意味の知というのは、山根委員がおっしゃいますようなものをトータルしたようなものでないかと本當にふさわしい知ではないのではないかと。人の殺りくのために使われるような知であればない方がよいわけでございまして、そこところは私は、知における倫理性というものは非常に大事ではないかと。また、その知というものを、クリエーティブなものを作り出していくという意欲、知意欲ですから情意ですね、そういったものも広い意味では含まれてまいりたいと思います。

○山根隆治君 かなり回りくどい言い方をしているかと思いますが、非常に大事な部分、私自身の認識としては大事な部分ですから、少し回りくどく言わせていただいたんですけれども、私は、今日の教育の混乱というのが欧米の知識偏重の私は犠牲になってきた部分が多々あるのではないかと。今日、今日の日本の教育の混乱というものの要因として私は認識をしているものでありますから、その部分を掘り下げて今実はお尋ねをしたわけでありまして。

大平元総理大臣、党派は違いますが私どもの好きな政治家の一人でしたけれども、大平元総理は「近代を超えて」という本を死後上梓されたわけですが、出版されたわけですね。それは、近代合理主義というものがもう行き詰まっているんだ、欧米の哲学、理念ではこれからの世界を掌理していく、ほどよく治めていくことはできない

ないという意味合いのことを再三いろいろな書物でも書かれていたし、御発言もございました。

私は非常に大平さんが同じキリスト教圏に信奉されているキリスト教・クリスチャンでありながらそういう御認識を持たれたということについては非常に感銘を當時から受けていたものでございましてけれども、これからは新しい私は理念なり哲学、東洋的なものの哲学というものによっていかなければ日本の教育の復興ということには私はあり得ないというふうな思っているわけでございまして、単なる、知の世紀という場合の知というものの、そのままた言を引っ張ってくるというふうなことはなく、牽強附会ということを用心しながら、私は、東洋的なものの、あるいはアジア的なものの、日本的なものの中にこれからの教育の私はすがすがしいものを見いだしていくべきだろうというふうな思っております。

この西洋の合理主義精神とか、合理主義、近代合理主義というのについて大臣はどのように評価されていらっしゃいますか。

○国務大臣(遠山敦子君) 確かに、私どもの知識体系というのはヨーロッパといいますか西洋の合理主義を基盤としたものが主流を占めてまいったことは確かでございます。十七世紀ですか、パスカルが言いましたけれども、人間というのは弱いアシであるけれども考えるアシであると。あるいは、コギト・エルゴ・スムという有名な言葉もございまして、要するに人間というのは思考ができて、そしてそういう科学的な知識といえますか合理的な知識といえますか、そういうものをどんどん究めてきて今日の科学技術の基礎ができてまいったと思っております。その合理性あるいは普遍性なり、あるいはそこが、それが持っている様々なことを説明していく力なり、これはもう本當に知識の中核にあつていかなるべきだと思います。

ただ、それだけでいいのかということになりますと、かえって今は西欧の知的な人々が、むしろ東洋に何かもうちょっとこれからの人間の在り方なり知の在り方を考えていくのに参考になるようなものがあるのではないかと。ところで、東洋の知とい

なものがあるのではないかと。ところで、東洋の知といえますか、そういったものの見直しというものがあつてまいっております。それは単に知識、技術というだけではなくて、あるいは科学技術という分野ではなくて、例えばデザインでありますとか建築の問題、あるいは、何といひますか、人間の心情の問題、感性の問題、風土に対する感情の問題、そういった様々なことについて東洋的な考え方、特に日本の文化というものが作り上げてきたような魅力というものについて見直したいと思っております。

その意味では、知識の中核面、我々のこれからの知識の中核面というのは、ああいう合理性があり普遍性があり、他のものにも転用できる、そういったものを中核にしながら、更にそれに加えて何か足りないものがあるのではないかと。言えは日本人でありますから日本的なものというものが、何といひますか、示唆する深みといひますか、そういったものに貢献できる国であるといひますか、私はひそかに思っているところでござい

ます。○山根隆治君 こういった抽象的な論議をしていくと何か雑誌の対談みたいになっちゃうので、この辺で少し打ち切りたいと思っておりますけれども、大臣も、子どもの権利条約を始めとする文部科学関係のいろいろな国際条約はお読みだと思います。細かいことを聞くつもりはないんですけれども、子どもの権利条約が一九八九年十一月二十日に採択されて、日本では一九九四年四月の二十二日に批准をされているわけでございまして、この中で、前文の中にも「権利」という文言が非常に出てきます。「国際連合憲章において宣明された原則によれば、人類社会のすべての構成員の固有の尊厳及び平等のかけがえのない権利を認めることが世界における自由、正義及び平和の基礎を成すものであることを考慮し、」というところ

ころにも、まず権利という言葉が出てきます。これの原文ではやっぱりライトというところがございます。これを権利というふうに訳した。果たして私はこの訳し方が正しかったのかどうかということが非常に疑問を前から持っております。

つまり、私流に訳せば、理解すれば、これは資格というふうなことで日本語に訳した方が、より能動的なもの、思考、思考できる、考える余地のある文言になったのではないかと、つまり膨らみのある言葉になったのではないかと。つまり、権利といふことだけで終わらせてしまうと、与えられた当然の特権意識ということ、そういうことで思考がそこで止まってしまふということになる。

そこに、私は日本の教育の混乱の原因の一つもこの文言の中に私自身は見いだしているわけですが、けれども、資格ということに訳すべきだったという私の思いについてはどのようにお考えになりますか。

○国務大臣(遠山敦子君) 大変深い示唆に富んだ御意見だと思います。

○山根隆治君 簡単にそうすねというふうにお答えできないお立場ですから、急な話ですから仕方がないかとも思いますけれども、私は、この子どもの権利条約ができた背景というところを考えると、我が国にそのまま当てはめたとときの環境という背景が大きく違っているところがあるだろうと。

つまり、我が国のように衣食住に全部恵まれ、自由に恵まれという成熟した社会の子供たちをイメージしたというよりも、労働を子供たちが強要されて教育の機会も与えられない、そういう子供たちあるいは少年少女の、子供の、少女の売春等で苦しむ、そういう世界の子供たちの権利をどう守るかということで私はこの条約というものには作られたきたというふうな私自身は背景としては理解をいたしております。したがって、無制限に子供の権利を拡大するた

めの私は条約ということではなかったというふう
に理解をしているわけでございますけれども、こ
の点についての見解も更にあればお聞かせくだ
さい。

○国務大臣(遠山教子君) 私は、あれは去年、お
ととしてございましたかね、ニューヨークで国連
の子供サミットというのがございまして、ここ
にありました。そのときに、各国の代表、子供たち
も含めましていろんな発言がございましたけれ
ども、それは、いかに子供たちが飢えに苦しみ、あ
るいは圧制に苦しみ、そして学ぶこともできな
い、何とか日本は助けてくれという声をたくさん
聞いたわけでございます。それは、もう日本の子
供たちが置かれていた状況と、そういう希望を
持っている国々とは全く違うわけでございます。

私は、子供宣言といいますが、子供サミットで接
したその悲痛とも言える声というのは、今もアフ
ガニスタンの子供たちがそうであり、これから
のイラク等で起きる事柄、あるいはアフリカの
国々、もうこれらは本当に、いかにして生命を維
持するか、学校へ行けることが本当に夢である、
そういう子供たちの悲痛な状況をどう救っていく
かということであろうかと思ひます。

私も委員と同じような感想も持つわけでござい
ます。日本のように恵まれた条件、本当にもう生
まれ出たときから豊かであるような子供たちに、
むしろライトといいますが、そういったことばか
りではなくて、必ず権利には義務も伴う、そし
て、自らのことだけに、自らの満足のため、快楽
のためだけではなくて、いかに社会とか国とかあ
るいは地域とか、他者のために自分が貢献できる
かということについて考え得る、日本はそういう
社会であるなとつくづく思つた次第でございま
す。

○山根隆治君 いつか機会を見て、この子ども権
利条約の日本語訳というのは政府がやっていたも
のだと理解しています。したがって、私は、しか
るべき時期にこの訳について御検討をされてしか
るべきかと思ひますけれども、いかがですか。

○国務大臣(遠山教子君) これは、ライトという
言葉と権利という日本語に置き換えて日本語を定
着させた福沢諭吉にまでさかのぼるわけござい
まして、また政府の定訳ということも出ているわ
けでございます。

私は、そういうことも、もちろん委員の御発想
もよく分かるわけでございますが、訳を改めるあ
るいは見直すといいますが、本当にその条約
で書かれているというものが一体何であるのか、
あるいは日本に当てはめた場合にどういうふう
に考えたらいいのか、そのことをしっかりと議
論していく、そのことが非常に大事ではないかな
と思うところでございます。

○山根隆治君 もう一つ、国際的な宣言で世界人
権宣言がございまして。その第一条に、すべての
人間は生まれながらにして自由であり、かつ尊厳
と権利とについて平等である、人間は理性と良心
とを授けられており、互いに同胞の精神をもつて
行動しなければならぬという文言がありますけ
れども、これは私は、キリスト教圏における平均
的な哲学というものが表されたものであつて、我
が国の伝統的な理念とは少し違いがあるのでは
ないかというふうに私自身は思つております。

つまり、人間は理性と良心とを授けられており
ということを書いてあるわけでございますけれど
も、私たち日本人は、理性というものは育て上
げるもの、作り上げるものだ、子供のために、と
いう理解を日本の伝統的な感覚として私はあつた
というふうに思つてございまして。ところが、キ
リスト教の影響もかなりあつてこの文言が書かれ
ているはずですが、それは天から、神から
授けられた、最初から理性があるんだというふう
なことがここに述べられているわけですね。

昔、私も中学時代でした。教科書だか参
考書で見たのは、インドで、戦前ぐらいでし
ょうか、オオカミ少年が発見されて、そのオオカミに
育てられた子供を何とか人間に復活させよう、戻
そうということで様々な試みを見たけれども、し
かし、全くオオカミと同じような生活態度という

か生き方というのは変わることなく命を全うして
しまった。つまり、最後まで人間の言葉を話すこ
ともできず、人間の行動様式を取ることもでき
ず、表現もすることができなかったというこ
とを、私も自分自身が中学生ぐらいだったと思ひ
ますけれども、見たことがございまして。写真を見
て、そのことを今話しながら思ひ出したわけござ
いますけれども、やはり先ほどの権利ということ
を、例えばヒューマンライツということでも、こ
れを私、人権というふうな中でも訳している
わけでございますけれども、ここに私は、権利と
いうことでのやっぱ誤解、あるいは傲慢な人間
の感情というものを少し生ぜしめてしまったもの
はないんだらうかということが非常に危惧を、私
は前から持つていたわけでございます。言葉一
つの問題でありますけれども、本当に多くのい
ろんな問題がこの中にもある。この点についてお
考えもございまして。御表明いただける御見解が
あれば聞かせてください。

○国務大臣(遠山教子君) 正確にお答えしますに
はその世界人権宣言というのを十分読みこなし
て、英文といいますが、元となる文章と日本語と
いうものを照らし合わせる必要があろうかと思ひ
ますので、正確な答弁というのはいささか思ひ
わけでございますけれども、私は、世界人権宣言
が出されたときの世界の情勢、それから各国の状
況を見ますと、これはやはり一つの理想を明記し
たものではないかと思ひます。西洋的な考え
方、理性ないし自由なりといったようなものの押
し付け、あるいは与えられたものという考え
方もございますけれども、やはり民主主義であるな
りあるいは自由、平和といったような今の日本の
憲法の根源になつていような部分について、私
は、各国、これは理想として各国の体制の中に作
り上げていくべきものだと思ひてございまして、そ
れぞれの民族の形成してきたいろいろな文化なり伝
統なりというものを加味して、一体どのような成

熟社会を作っていくかということこそがそれぞれ
の国のあるべき目標の取り方ではないかと思つ
ていところでございまして。
どうも十分な回答でないかもしれませんが、そ
うに思ひます。

○山根隆治君 本当に日本をもう一度よみがえ
らせていく、そして子供たちの教育というものを
もう一回しっかりと考え直していく、立て直してい
くということについては、やはりもう相当なこ
ろまでさかのぼつて、あるいは掘り下げていかな
いと、この国の教育というものは私はもう立て直
すことができなくなつていふ思いが非常に強くす
るわけです。

ですから、皮相というか上っ面の措置では、び
ほう策ではもうどうにもならないところまで来
ているので、哲学的なところあるいは宗教的なこ
ろまで掘り下げて、行政のトップにある遠山文部
大臣の立場でそこをもう少し、もつと思索を深め
ていただいて、かじ取りを是非お願いしたい。こ
の点についても要望をしておきたいと思ひます、
時間はかりました。ありがとうございました。

それでは次に移らせていただきますと思ひます
けれども、過般、三月の九日でしたか、広島
県尾道高須町の市立の高須小学校の慶徳和宏校長
先生が自殺されたというニュースがございま
して、非常にショッキングなニュースでございま
した。

この校長先生は、文部省の新しい方針のつと
り、民間から民間人として教職に就かれたわけ
でございますけれども、非常にいろいろな方々から
期待をされ、御本人も意欲に燃えて校長の職に就
いて、わずか一年ほどです。自殺をされて、自
ら命を絶たれた。悲惨なニュースでございま
したけれども、なぜ自殺に追い込まれたのか、把握さ
れている情報をお聞かせください。

○政府参考人(矢野重典君) 広島県教育委員会
からの報告によりますと、メモが二通残されてお
りまして、一つは、能力のない者が校長になつて、
たくさんの方々に御迷惑をお掛けすることになつ

て本当に申し訳ございませんというものでございました。もう一つは、これは御家族にあてられたものでございまして、御家族へのお別れの言葉などが記されておまして、他の方を批判するような内容ではなかったとございまして。

残された遺書といったような性格のメモでございますが、そういうものが残されたわけでございますけれども、この自殺の背景、理由等につきまして、現在、広島県教育委員会におきまして調査をしているわけでございしますが、現時点ではその原因や背景等につきまして十分把握ができていないというふうに聞いておまして、広島県としては、去る十三日に尾道市立高須小学校問題調査委員会というのを設置いたしまして、原因の究明に取り組んでいるところ、取り組んでいるというふうに聞いています。

○山根隆治君 新しい、報道されていない事実というものが今の答弁で出てまいりました。つまり、二通の手紙、能力のない者が校長になり、たぐさんの方に迷惑をかけた、そういう言葉については各社報道がございましたけれども、もう一通がよく私も分らなかったんでお尋ねしたかったんですが、御家族の皆さんへのお別れの言葉だったということで、そこからは、手紙から、遺書からは、自殺の直接的原因となるようなことは書かれていなかったというふうな理解でよろしいんですか。

○政府参考人(矢野重典君) はい、そのとおりでございます。

○山根隆治君 なおのこそ、この校長先生のお人柄というものがにじみ出た遺書だという感想を私は持ちます。

文科省の方で民間校長を採用するという方針を出された背景について、あるいはそのねらい、民間の校長先生には何を求められて大きなかじを切ってきたのか、このことについてお尋ねします。

○政府参考人(矢野重典君) これは平成十二年の四月一日から施行された新しい制度でございまして、

が、校長の、これまでの校長の資格要件を緩和をいたしまして、緩和したものでございますけれども、この趣旨は、組織的、機動的な学校運営を行うことができる資質を持つ優れた人材を確保するというところでございまして、特に学校以外のところから幅広くそうした人材を確保するということをねらいといたしまして、校長、教頭も含めてでございますけれども、資格要件の緩和を図ったところでございまして。

その場合の大きく期待をいたすところは、今日の学校運営にとりまして、学校をマネージするという、マネジメント能力ということが今日の学校運営にとって大変大事な資質であり能力であるということがあるわけでございまして、私どもとしては、そうした能力を備えた人材を幅広く、学校以外も含めて幅広く確保したいということでこういう制度を新たに作ったものでございます。

○山根隆治君 管理能力に期待されるということでございますけれども、学校にもそれぞれの学校の歴史がありますし、教育界にも様々な文化というものがあつた。それを理解した上でないと、私は、校長の職責を全うするというのは非常に難しいものがあつたんじゃないかという思いがいたします。

民間のセンスというものを学校の管理、運営の中で生かそうということではだれしも思い付くところでもありましようけれども、しかし、いきなり民間の企業で身に付けた管理能力をもってその学校の運営に当たるということについては、知っておかなくてはいけない様々なものはあつたはずであらうと思います。

この慶徳先生の場合には、二日間の研修でしかありませんでした。新聞報道で見ると、労働組合の方もこれはもう短過ぎる、少な過ぎるというふうな指摘もされております。私も、これは本当に短過ぎるなというふうな思いがいたします。どのような学校で、どんな文化が、学校文化がその中にあり、どんな環境なのかということを知解していただくには、いきなりはうり込んで、

後はあなた、民間の経験を生かしてやりなさいということにそもそも私は無理があつたのではないかと気がしてなりません。法律的なこと等とか上つた面では説明し得ても、私はやはり、ある程度一定期間例えはその学校に入つて、野球の原監督や王監督じゃないですけども、副監督をやったりコーチをやったり、いろいろな人間関係を作り上げ、信頼関係を作り上げ、その上で入り込む、校長の任に就くということであれば受け入れられもしたらうし、自分自身の思いというものは時間を掛けて私は発揮することができたんじゃないかというふうに思うわけでありますけれども、この校長、民間の校長というものを学校の中に派遣するというか投入する、投入というか、人ですからちよつと言葉、表現難しいですけども、採用される場合には、私は一定の校長への教育、カリキュラムというものをしっかりしたものを作つて、そして現場での経験というものを積ませる必要があるというふうに思うんですけれども、この点についてはどのようにお考えになりますか。この事件からの反省を聞かせてください。

○副大臣(河村建夫君) このたびの慶徳校長先生の、自殺でお亡くなりになつたと、大変痛ましいことでありまして、残念に思つておるところでございます。

今、委員御指摘の点は、私、非常に重要な点だというふうに思います。

就任に当たつては、やはりその学校の特性といひますか、やっぱり任命する側の方といひますか、教育委員会にお願いをしておるわけであります。そういう目標を持つてどういふ点をマネージしてもらいたいというふうなこともやっぱり必要だろつと思ひます。今回のケースについては、確かに十分なその点が少なかつたという指摘がございしますが、大いに反省すべき点だろつと思ひます。

積んでこられた経験、この先生の場合には銀行でございまして。銀行というのは非常に組織的にもきちつとしたところでございますから、そういう方が、学校現場というのはどつちかというところと先生一人一人が個が確立しているといひますか、組織的に動くというよりも、むしろそれぞれの個々の先生がやつておられるという面もございまして。その辺の違いもあつたんじゃないかと私は、私自身そういうふうにご感じのわけであります。そういった、その人が持つてこられた経験や知識を踏まえて配属校や地域の状況を踏まえた適切な研修をやる必要がまずあるだろつということ。

それから、校長先生に対しては教頭先生が非常に頼りになるわけであります。そういう方には特に豊富な、経験豊富な教頭先生がおられるという点も必要ではないか。この先生の場合には、大変不幸なことに、二人の先生が次々と病気になるたという、これも非常にまた不幸であつたと思ひますが、そういうことがございしました。そうした校内体制を、きちつと受入れ側の整備をすることが必要であらうということ。

それから、いわゆる社会人として入られた校長先生がどういふふうになされておるかということやウオッチするということとあれてございしますが、相談に乗れるような形のもので指導主事の方を派遣をして、きめ細やかに御相談に乗りながら、うまくいくようにバックアップすると、そういう体制が必要ではなかつたかなと、こうも思つておるわけでございます。

文部科学省といたしましては、広島県教育委員会の調査結果というものを十分踏まえて、これからの民間人校長の研修の在り方、あるいは教育委員会の支援体制において更に改善すべき点、配慮すべき点があれば、これを踏まえてしっかりと指導してまいりたいと、こう思つておりますし、必要に応じて、他の教育委員会におきましても民間人校長の登用に当たつては十分な配慮がされるように働き掛けてまいりたいと、このように思つております。

○山根隆治君 この慶徳先生は、今お話ありましたように、教頭先生お二人も病に倒れられて、そして御自身もうつ状態にもなられていたようですよ。そして、教育委員会にその自分の思い、現状というものを訴えられて、転校ということも希望されている。しかし、とにかく頑張つてもらいたいということで叱咤激励されて、逆にそれがもう追い詰められていくということにもなったんだというふうにも思っています。

今、調査を待つてということでございますけれども、教育委員会を中心とした調査ということになれば当事者の調査ということになるわけですから、私は、これは第三者という者を入れた調査というものをしっかりとやりやうていくべきであると思います。

平成十四年度、今年度までに民間の校長先生は二十三人、来年度はそれが倍以上になつて五十人になるということでございます。この事件を契機にいろいろな民間から登用された校長先生の談話等、記事というものも私も新聞等で読ませていただきましたけれども、やはりみんなそれぞれ非常に困難というかを乗り切つておられるし、苦勞が、今までしてきた、民間で重ねてきた苦勞と種類が違ふものだというふうな思いをそれぞれの皆さんがお持ちになつておられるようでございます。

ですから、私は、もう来年度から倍に、五十人にもなるということであれば、この事件をきっかけとして、ほかの学校に赴任されている校長先生からのいろいろな現場での苦しみとか悩みとかあるいは喜びとか、そういうものも、プラスもマイナスも全部一度お聞きして、アンケートとか、人数がそんな多くないわけですから面談して、調査して、いろいろな知恵、経験というものを、この短い期間でありましたけれども、それを私は集約して来年度からは是非生かしていくべきだろうと思うんですけれども、今のところ新聞報道等で見る限り文部省にそうした動きというものを私は承知していないんですけれども、今現在、民

間の校長先生、赴任されている皆さんからのいろいろな知恵なり経験なりアイデアなりをいただくというおつもりはないのかどうか、お尋ねします。

○政府参考人(矢野重典君) 民間人校長の登用に当たりましては、今回の不幸な事件を契機として、私どもとして、採用の問題それから研修あるいはそれを支える支援体制といったようなそういう問題について、各教育委員会において相当の配慮をしていく必要があるというふうなことを改めて認識をいたしましたところでございますけれども、その際には、先ほど副大臣からも申し上げましたけれども、現在、この事件につきまして、詳細な原因究明について広島県教育委員会が調査研究を行つてございますので、私どもとしては、そうした検討の成果等も踏まえながら、かつまたこの機会に民間人校長の登用に当たつての様々な課題や問題につきまして私どもなりに研究をいたしまして、そうしたことを踏まえて、他の教育委員会に対して民間人登用に当たつての十分な配慮が行われるような必要な指導ということについて検討してまいりたいと考えているところでございます。

○山根隆治君 いやいや、私の伺っていること、提案に答えていないんですけれども、つまり、今、民間の校長先生も赴任されているんだから、それらの先生から直接お話を聞くべきだということとを私は提言しています。その答えを下さい。

○政府参考人(矢野重典君) 御提言の趣旨はよく分かりますので、そうしたことも含めて、どのような各県に対する取組の指導を行うかということについて検討をいたしたいと思ひます。

○山根隆治君 何ばかなこと言っているんですか。そういう抽象的な、官僚的というか、優秀な人もたくさんいますけれども、答弁が優秀でもしよがないのでね。今のお話は、そういうことも含めてじゃなくて、そんな即座に、現場が一番大事なんです。ですから、いろんなところから、広島県の教育委員会から話を聞きます、研究者から話を聞きますということじゃなくて、一番学べ

るのはやっぱり現場なんだから、現場で苦しんでおられる校長先生から話を聞いて、それ生かすのは当たり前のことじゃないですか。なぜそれが抽象的な文で逃げているんですか。

○政府参考人(矢野重典君) お言葉でございますけれども、民間人を校長として採用し、また具体的に配置して、そういう意味での人事について責任を持つて行つておりますのは、それぞれの都道府県の教育委員会でございます。そういう都道府県の教育委員会から私どもとしては必要な情報なり、また意見を聞きながら、先ほど申し上げましたような形で指導の対応について検討いたしましたということでございます。

○山根隆治君 間接的な情報では、本当、生の情報じゃないと、いろいろと事実認識が間違つてくるんですよ。これはやっぱり直接聞いて、悩みな喜びなり、そういうものを聞いたらいいじゃないですか、そんな、当たり前の話でしょう。

これは、政治家たる遠山文部大臣から御答弁願います。

○国務大臣(遠山教子君) 確かに、民間の方が学校に入られて、今回は本当に不幸な事件でございます。良い面、悪い面、良い面もあると思います。

良い面、悪い面、それぞれの面々がどのような経験をなさっているかということを知りたいとも大変大事だと思います。よく検討してみたいと思います。

これまでの行政手法でございますと、それぞれの教育委員会ですっかり情報を集めてもらつてということでございますが、委員の御提言というものが大変意味があると思いますので、検討してみたいと思います。

ラムを文科省の方で作られるというふうな報道もあったかと思ひます。この点ほどの程度進んでいるんじゃないか。

○政府参考人(矢野重典君) これは、民間校長の研修のカリキュラムということでございます。

そのことにつきましては、まず研修につきましまして、私どもとして一定の、例えば教職に関する専門的な知識等についての一定期間の研修ということが重要であるということを私どもは改めて認識をいたしているところでございますけれども、そのことにつきまして、国として画一的な例えば研修モデルといったようなものを示すということよりも、これはそれぞれの教育委員会においてそれぞれの実情においてよく考えていただく、中身について考えていただくことがより適切ではないかというふうに考えております。

○山根隆治君 余りにもあれですね、すつきりしないんですけれども、ちょっと時間がもうなくなつてしまつて、コミュニケーションの問題、それから不登校の問題等もお尋ねしたいと思つておりましたけれども、時間がちよつとたつてきて、非常に消化不良になつて残念なんですけれども、実はそれらの問題についてはまた別の機会に是非お尋ねをさせていただきたいと思ひますけれども。

私は、選挙区が埼玉県なものですから、宿舎には毎日泊まつておりません。過般、久々に宿舎に泊まりましたときに、その宿舎に緊急の請願書というものが入っていました。

これはどういうものかといひますと、東京大学系の国語学者に覚せいを促すための請願というところでございまして、読んでみると余り請願には少しなじまないものかなというふうな思ひがいたしましたので、請願者の方にお電話して、これは国会への請願ということについては少しなじまないと思ふというふうなお話をさせていただきまして、これはまだ請願として出していただきませんし、じゃ出しませんと、こういうことでございまして

た。しかし、その請願の内容を読んでも、非常に私、興味をそられたというか、非常に大きな意味のある請願だったかなというふうな思いを私はいたしました。

つまり、国語辞典や古語辞典というのが根本的なところで少し違っているという指摘でございまして、私も専門家ではありませんので細かいことは分かりませんが、幾つかの指摘があるところを見てみると、なるほどというふうな思いが実はいたしました。

例えば、雨が降るかというこの意味というのは、今の多くの辞典では「しら」と、終助詞ですけれども、それは知らぬの「ぬ」が落ちたものだという一応なっております。つまり、雨が降ったかどうか分からないと、こういう意味ということが解説としてはあるんですけれども、しかし、この方の指摘ですと、全く違った研究成果を述べられております。つまり、「かしら」の「か」というものについては何という字ですね、何者の何。それから、「しら」というのは漢字の語問の語だという理解で、これは、降るかどうだろうか、という意味だと。つまり、「しら」というのは、上の者が下の者にどうだろうかというのを問う、そういう意味合いだということとでございまして、雨が降るかというこの意味というのはかなりやっぱりこれだけでも違うというのがよく分かりますけれども、これが、一か所や二か所じゃなくて、本にしてこの方研究されておられますけれども、非常に多くの根本的なところで今の辞典への疑問というものを呈されております。

中央教育審議会の答申書の概要というのを実は昨日で勉強させていただきました。文科省の担当官からいろいろとお話を聞かせていただきましたけれども、その中で、「二十一世紀の教育が目指すもの」という中で、「日本の伝統・文化を基盤」として国際社会を生きたる教養ある日本人の育成」ということを書かれて、大きいタイトルとして掲げられているわけでございましてけれども、こ

の日本の伝統、そして文化の基礎として、基盤としてというその基盤にとつて一番大事なのは日本語、言葉でございましてけれども、その言葉が、私たちの理解が違ったところで我々理解していたんだとなると大変な問題というのを惹起することになるわけでございまして、これは非常に私にとつてもカルチャーショックでございまして。

こはもう学会でもありませんし、私も専門家ではないので細かい論議はする時間ありませんし、その場でもございませぬけれども、こうした草莽の、民間の方々の研究の助成ということについてはこれほどな問題提起というのではないと、大きい問題だというふうに思うんですけれども、これら民間の方々へのこの研究への助成というか支援というか、そういうものについては文科省としてはどのようにお考えになりますでしょうか。これは一般論でも結構でございまして。

○副大臣(河村建夫君) この方の請願書を私、実はこの十一月にお出しになったときにはもう衆議院の委員はやめておたものでありますから、副大臣に入つておたものでありますから気が付きませんで、山根先生の御質問があるというので、この本もちょっと拝見をさせていただきました。よくまああれだけの膨大なものを研究されたんだなと思つて本当に感心をしたのであります。ただ、この詳細は私もよく分からないものでありますから、これからこれをどういうふうな形で取り上げるかということになると、いろんな学者の皆さん方がどういうふうに見えるか、あるいは学会等がこれをどういうふうに見えるかというふうないろいろなことがあろうかと思ひます。

しかし、これは文化庁が国語の問題については文化庁の審議会等々でもやっておるわけでございまして、そういう注目されるような研究については、調査審議会等においてこれについて研究をしていただく。そして、これがもう日本の国語そのものを根本から変えていくんだというふうなことになるれば、それによつて更に配慮をしてそれを支援をしていくという方向もあるかと思ひますが、現

時点では、今文化庁では、先ほど御指摘ありましたように、国語の重要性というものにかなりがみて、文化審議会の国語分科会を中心に国語の改善、普及を進めてきておるところでございまして、独立行政法人の国立国語研究所が国語に関する研究に今鋭意取り組んでおりますから、そういうところでもこの研究がどういう意味を持つのか、またこの方が言つておられることについてどういうふうにかけるのかということ、私は是非研究してもらいたい、このように思ひます。

冒頭御指摘ありましたように、国語というのは、やっぱり日本人にとつてこれはもう日本の意思疎通の手段であると同時に、長い歴史、日本が作つてきた長い歴史で、正に国の文化の中心を成すものでありますから、この先人の皆さんが築いてきたこの伝統文化といひますか、これをやっぱり理解をして、日本人が豊かな感性、感情を備えていく、幅広い知識や教養を持つ、この国語が正に中心であります。今、英語教育のこと等もいろいろ言われておりますけれども、やっぱりそれと習得されなさいかめというのを私は当然のことだろうというふうな思つておりますので、山根先生がこの本をごらんになつて、やっぱりこれ、こまで研究されたことに對して、それをそのままにせず、やっぱりいろんな角度から考えていくということは必要だろうと思ひますし、また民間の方々、研究に對しても、そうした大きな研究に對してはいろんな支援をこれまでやってきておるわけでございまして、この研究されたことの位置付けというものがあつた程度はつきりしてければ支援の方法もあるのではないかと、このように思ひます。

○山根隆治君 いや、それは順序が違ふんですよ。その研究の是非というのを我々は深入りするべきじゃないんじゃないかというふうな私自身は思ふんです。それが是非か、それが正当なものなのかどうかという判断は行政がやっぱりするべきじゃないんで、それはもう学会に任せれば

いいわけですよ。それが何とか審議会の意見を聴いてということになると、何とか審議会もほとんど東大が多いんですよ。やはり、学会でも東大と京大の対立という流れというものもあるし、だから、それは研究に對してもつとつかりとした研究の助成措置を取ることがやっぱり大事なんです、そのジャッジを国の機関に求めるというのは少し、ちよつとおかしい、筋としては私はおかしいというふうに思ひます。

例えば、奄美大島で半生を送つた田中一村という画家の方がおられますけれども、非常に、東山魁夷なんかと同級生で、美大で一緒だったんですけれどもなかなか認められないでいましたけれども、しかし死後、非常にその絵といひましたのが、奄美の自然をかけた絵といひるのは感動を与えて、今美術館も奄美の方ではできているという話を聞いています。

つまり、公のところから、主流のところから認められる、認められないということではなくて、その業績に對して素直にそれを支援していく、その事業に對して支援をするということの結果を見ることが大事なんです、そこは少し順序が逆だと思ふんですけれども、いかがでしょうか。

○副大臣(河村建夫君) 私はちよつと舌足らずの面があつたと思ひますが、これは国の機関に掛けて調査をしてという意味じゃなくて、むしろ委員が御指摘のように、いわゆる一般の研究、こうした研究が出たことに對してどう取り上げていくかということであらうと、私もそういうふうな思ひます。

ただ、こういう研究といひるのはいろんな研究があるものでありますから、どれをどういうふうに取り上げるかというのまた難しい問題でもございまして。しかし、いろんな研究に對してはそれを取り上げて研究がうまく進むように支援をしていくということは、これは文化庁もいろんな形でやっておるわけでありまして、今の御指摘の点を十分踏まえて対応をいたしたい、こういうふうな思ひます。

○山根隆治君 私もこの方の生き方というか生きざまというのを見ていて、すごい迫力というものを感しました。一つは、会社、出版社をつぶすぐらいに思い入れして、時間も財産も全部費やしてやってこれたというその姿勢というか生き方というのに非常に今感動を感したわけでございまして、これほどまでに国の行く末というものを考えておられる方というのはそうなかなかないだろうと。つまり、自分の財産を何億も捨てて、つぎ込んで研究するなんという人はなかなかいるもんじやないですね。私は、その内容が、ジャッジメントということではなくて、その研究、そういう姿勢に対してはそれなりのやはり助成の措置というものを取っていく。しかも、それが国の根本を揺るがすような、文化というものを大きく揺るがすようなもの、あるいは日本人の伝統というものすばらしさをより一層理解させられるようなそういうものの研究なわけですから、本当に日本人に自信を取り戻させるようなそういう研究の内容に私はなっていくんだと思いますので、是非この点について御検討をいただきたいと思っています。

最後に大臣、この問題についてちょっと感想を聞かせてください。

○国務大臣(遠山教子君) いろんな研究の立場があつて、それぞれが潤達に研究されるということ私は私学間の発展にとつては非常に大事だと思ひます。ちょっと個別の面については私はよく存じ上げておりませんけれども、そういういろんな角度的のいろんな知の潤達な作用の成果というものが本当に私は大変大事だという点で、委員の御指摘に賛同するところでございます。

ただ、その助成の在り方等につきましては、ふさわしい方法があるかどうか検討させていただきます。

○仲道俊哉君 自由民主党の仲道でございます。今、世界じゅうが緊迫をした中で、このように日本の教育のことについて語ることがある日本の平和の有り難さをしみみかみしめながら質問をさせていただきますというふうに思います。

まず、教育基本法の改正についてであります。現在、小泉内閣の下で聖域なき構造改革の一環として教育改革が行われようとしておりますが、まず、教育改革の中でも特に重要な教育基本法の改正について質問をいたします。

教育基本法の見直しについて審議しております中教育の最終答申素案が三月三日に示され、そして本日、最終答申が示されたと聞いております。礼節心や公共心の喪失や規範意識の低下など、戦後教育の弊害の多くが日本民族の魂を入れるのを忘れた現行教育基本法の誤った教育理念によつてもたらされたものと考えれば、答申を受けた後は速やかに改正手続に入るべきだと考えます。

文部科学省は、今通常国会に教育基本法改正案を提出すべく検討中と聞いておりますが、大臣の改正に向けての決意と、今後の改正作業のスケジュールについてお聞かせいただきたいというふうに思います。

○国務大臣(遠山教子君) 教育基本法、制定されてから五十年余たつたわけでございまして、今の大きな社会変化ということも前提をいたしまして、これからの新しい世紀を担う子供たちを育成していくためにどういった理念で教育すべきかということを考えているのは大変大事だと思ひつております。そのようなことから諮問をいたしまして、正に今日、これから十二時過ぎに答申をいただくと思ひつております。

その答申をいただいて、これから十分にそれを受け止めて、そしてこれから、改正すべしという明確な答申をいただくようでございますので、そのことを受けましてこれはしっかり対応していくということでございます。現時点でいつ提出できるかどうかというのはまだなかなかこの場で申し上げるようなことではございませんで、これから答申をいただいて、そして十分に検討していくという、現時点ではそういう状況でございます。

○仲道俊哉君 大臣の決意はよく分かりました。是非その決意を具体的に、今国会で具体化するようには是非お願いをいたしたいと思ひますし、

この内容につきましては、その提示されたときの具体的な質問は後に譲りたいというふうに思ひます。

次に、教育特区の問題についてありますが、高度な公益性を有して継続性が求められる教育というのには、本来、社会教育のような営利団体やNPO法人にはなじまないものであります。

遠山大臣は、当初、NPO法人による学校設立を頑強に否定をしていたと伺っているわけですが、まずその理由をお聞かせ願ひたいというふうに思ひます。

○国務大臣(遠山教子君) 頑強に否定していたと言われると、決してそんなことございませんで、ちよつと答弁に戸惑うわけでございますけれども、

もう既に学校法人の設立要件を緩和して、不登校児童生徒対策などの充実を図っていくということと、NPOによる学校法人への参入の条件を緩和するということについては了解をいたしております。既に、既にそれを認めることについて第一次の提案にかかわるいろんな法整備も済んでおりまして、NPOについても、条件がきつちり合えばそれはNPOにおいてもそういう内容を持った活動に対してはこれは認めていくということも既に明確なわけでございます。何をもちて頑強と言われるのかよく分からないわけでございます。

第二次提案も更にあつたわけでございまして、その際には、一つは私どもといたしましては、NPO法人が学校法人となることを容易にしていこうということ、これは垣根を低くして学校法人の中に入つてもらつてやつてもらつてという一つの方策を了解いたしました。それから二つ目には、不登校児童生徒等に対する指導を行いますための適応指導教室を運営する場合に、NPOにその教室を委託をするというふうなこともいいのではありませんか。これは非常に早い段階で了解をいたし、株式会社の参入という大きな決断とともに、私どもと

して了解していたわけでございます。

さらに、NPO法人そのものが学校を設置したいという大変大きな声があつてまいりまして、そのことについてどう対応するかということで省内で鳩首協議をしたことはございます。その際に、NPO法人が学校法人に比べて公共性でありますとかあるいは継続性あるいは安定性という点について懸念すべき点もあるわけでございまして、NPOというのは学校法人のようにきちつとした一定水準のものということではなくて、いろんなものがございます。非常にしつかりしたものもあればそうでないものもあるわけでございまして、そういうようなことをいろいろ考えまして、私どもとして今回決断いたしましたことが、不登校児童生徒のみならず、LD児あるいはADHD児といった特定の教育分野におきまして実際にNPO法人が活動を行っているという実績があるかどうかということに着目をして、実績があるものについては今回特区においてそういう分分野で学校を設置することを認めるということに決めたわけでございます。

○仲道俊哉君 やや皮肉な質問をしたものですか。

実は、そういうことで本心をお聞きした後、実はこの次の質問が、そういう、大臣は本心は本心がそうだったんだらうけれども、鴻池大臣との攻防の末、結果としてもう認めざるを得なかったというその理由をお聞かせ願ひたいという質問を用意しておつたんですが、その先までもう答弁をされてしまいましたが、せっかくですから、鴻池大臣とのいろいろなやり取りがあつたと思ひます。実際に、最初は文部科学省はこれについてはやはり反対で、最初受け入れなかつたはずですが、その政治的ないろいろな判断とか、そういうことがあつたんですか。今お答えした上に、何かもしそういうことで御答弁をすることがあればお聞かせ願ひたいと思ひます。

○国務大臣(遠山教子君) 私は、同じ内閣の閣僚について、そのいろんなことについて批判したり

する、そういうのは私の、何といひますか、自身自身がそこまで落ちたくないという気持ちもあるものでございますからあれでございますけれども、いろんな報道がなされて、真実でない報道が二回にわたってかなり出まして、恐らくそれで先生も頑強に抵抗しているとか、何とかかんとかというふうな想像されたのではないかと思います。

鴻池大臣は、二回、我が省にわざわざおいでいただきまして、これはやはり総理の強いリーダーシップの下に株式会社について認めるようにというふうなことがございましたし、それからNPOについてもということで、総理の意思を伝えるというだけでございまして、議論はできなかったわけでございます。それから、二回目においでになりましたときも、更にもう一回その総理の意思を伝える、これはもう決めるんだからということ、で、おおよそ意見は二分ぐらいでございまして、その日はバレンタインの日でございまして、まあその言わずにチョコレートでもということで差し上げまして、この間そのお返しホワイデーでいただいたわけでございますが、それくらい和やかに、要するにお立場があると、我々も真剣に考えていますということでお別れしたわけでございます。

それを、つまり、会談については二人の会見である、その中身は漏らさないという約束の下に第一回目がございました。それをどういう形で漏らされたのか知りませんが、漏らされて、しかも内容は正確なものであったというところはございします。ただ、私はそういう報道があつても、これを反論をして、これは間違つていますと言うのは私の美学に合わないものでございまして、無視しておりました。二回目のときはそういうふうな状況でございまして、何かそこで対立したとか何とかということとは全くございません。

つまり、特区担当という非常に明確な特命を総理から受けておられて、総理は非常にしつかりと、要するに特区は失敗したらやめたいいん

だ、何だつてやつたらいいんだというお考えで命令されているものでございますから、鴻池大臣はそういうことで私にお伝えに來られたということでございます。

私としては、さはさりながら、教育というのは、特に義務教育の子供たちを預かっている我が省としましては、失敗したらやめたいいんだというのとは違うのではないかと。じゃ、その間そこに、人生の非常に大事な時期をそこで過ごすしかなかった子供たち、失敗したらやめていいんではないかというのとはどうか。これはやはりきちっとしたセーフティーネットといひますか、そういうものを張つて、信頼できるということ、お願いするというのが私の責任であろうかということで、手続面におきまして、その慎重を期するために最後までやや議論があつたということでございます。

私は、今回我が省の中でよく議論もし、また河村副大臣にも御活躍いただきまして得た結論といひますものは、これまで公教育の中で必ずしも十分に対応できていなかった面、例えば不登校の児童生徒、それからLD児とかADHD児のような子供たちにチャンスを与える、そういうことにおいて実績のあるNPOについては大いに特区の中でやっていただいたいのではないかと思います。

しかし、そういう特区で申請された多くのNPOも、実はきちつと学校法人の中に入つて公的な支援も受けながらやりたいところとところが大部分でございまして、学校制度の中に入らない、あるいは助成も受けられない、そういう形ででもとにかくNPOとしてやりたいところはあるにいくらいのものではないかと。しかし、制度を開くとしたら、そこはしっかりとちゃんとセーフティーネットを掛けていくということにおいてい

ろんな議論があつたという次第でございします。私としては、やはり特区といふものはそれは非常に魅力的なプランでございします。でも、経済の活性化のための特区ということでございまして、

私としては教育の活性化につながるようなそういう特区の構想であればそれはいろいろな角度から検討して協力をした方がいいということで今回の一連の仕事をしたわけでございます。

報道面におきまして正確でない報道が幾つかあつたわけでございます。私としてはもちろん不満もございします。しかし、そこはこれ以上申し上げないことにしたいと思います。

○仲道俊哉君 鴻池大臣とのやり取り等、率直なお話をお聞きし、チョコレートの話までお聞きいたしまして、ありがとうございます。

NPOについてはかなり詳しく御説明いただいたわけでございますけれども、かなり問題点もありますので、逐次その点について質問をいたしたいと思ふんですが、副大臣にお聞きしたいんですが、不登校や学習障害など特別な教育支援に限定して認めたという理由は何ですか。

○副大臣(河村建夫君) NPO法人の制度設計といひますか、これ学校経営ということで考えますと、やっぱり大臣がさつきよつと懸念を申されました安定性とか継続性とか、そういう点で若干の懸念もある。しかし、一方では柔軟といひますか、非常に機動的な活動もできるような、なっております。

で、実際に不登校等の特別な配慮を要する児童生徒、そういう者に対する教育については、これまで数多くのNPO法人から具体的な提案をいただいたり、あるいは実際にそれに取掛かつておられる実績のある学校も、学校といひますかNPO法人があることも我々知つておつたわけでございます。そうした観点に立つて、不登校等の特別な配慮を要する児童生徒に対して教育に実績のあるNPO法人については、これは特区でやっていただくことによつて学校教育の充実とか活性化に資するであろうという最終的な判断をしたものでございまして、これまでそういうNPO法人に対しては、いわゆる私学助成的なものは一切もろんでできないわけでありまして、研究費といひますか、そういうことで支援をしてきた例も

ございますので、そういう実績のあるところに限定してやっていただくことは、これからの教育活性化といひますか、そういう面で必要であるというふうな判断をして、限定をして認めた、こういうことでございます。

○仲道俊哉君 その今、先ほどの大臣のお話の中で、失敗したらそれではというふうなことに對しては、非常にこの教育特区については一番の被害を被るのは子供たちでございますので、NPO法人の財政面はどのように担保されるのか、そして、また学校経営が破綻した場合のセーフティーネットはどのように整備されるのか。実際に大学途中で学校がつぶれたりすれば本当に子供たちが一番痛手を被るわけでございますから、そういう点についてのセーフティーネットなり、NPOの財政面についてはどのようにするか。

○副大臣(河村建夫君) 今回の特区でこの特例を認めるということに当たっては、おっしゃるやうに、学校経営を継続的、安定的にやつてもらわなきゃならぬということでありまして、学校を設置するNPO法人の要件として学校経営に必要な資産を保有することなどを求めるということもございします。さらに、その財務情報も公開をしていただくということも義務付けるということでありまして、外から見てもNPO法人の経営状態を把握できるようにしようということでございします。

これは、このNPO法人については各市町村が提案をしてくるわけでありまして、これは市町村がある程度これを担保していただくということが前提になつておるわけでございます。その市町村がそのNPO法人を提案される際にそういうことを、経営状況等も担保した上で提案をしていただく、それを認定するということになつていくというふうな思つております。

また、万一、破産した場合の、破綻した場合の問題でございしますけれども、これは一番問題は、そこに通つていく子供たちに影響が一番出るわけでありまして、その子供たちをどうするかというところで、これも当然認定の要件を満たしたとい

○仲道俊哉君 NPO法人というのは全国でやっぱり一千万団体近くあるわけですね。中には、前、以前の報道では、暴力団などが、反社会的な団体がNPOの仮面をかぶっている例も報道されたことがあります。こうした反社会的団体の学校参人をどのようにしてチェックするのですか。今、市町村でいうことがありますが、これはやはり市町村ではなかなかできないわけございまして、そういう意味では、文部科学省としてそういうNPOの法人をどうチェックするのか、これは非常に大事な点だと思うんですけども、いかがでしょうか。

しかし、それでも巧妙にということがあり得る可能性もあると。それは、一万もあればいろんなのがありますから、何が出てくるか分からないという心配もあるのでありますが、そういう意味も込めて、特にこの教育参人については、実績のあるところ、そしてある程度の評価を受けておると

そのNPO法人の役員も、学校経営の知識又は経験を有していることとか、役員に社会的信望を欠く者が含まれていないこと等々も一応求めることになっておりまして、正に学校を設置するにあつたさわしい者であるかどうか、やはりこれはチェックするということが設置認可の前提となるわけでございます。地方自治体がこれを上げてくる場合、合にそのところをさちつとチェックして上げていただくということはこれは当然のことでございます。まして、この特区の認定においては、更に地方公共団体は当該学校については評価を行うことにもなっております。そしてその結果を公表すること

○仲道俊哉君 先ほどから、許可権限の話が市町村から上がってきたということである、その点で非常に僕は心配しておるんですが、現代は、学校設立の適格性を判断するためには都道府県知事の下に設置されている私学審議会があるわけですね。その私学審議会をめぐっては、撤廃を認める特区推進室と存続を主張する文部科学省の間で激しい攻防があったというふうに聞いております。

また、市町村に許可権限を移譲することになり
ますと、特区そのものを申請した市町村自らが許
可権を持つことになるわけですね。そうします
と、お手盛りの審査が多くなつて歯止めが利かな

ただ、特区の性格上といいますが、地方公共団体に特別なニーズがある場合の株式会社、それから不登校児等、特別な配慮を要する児童生徒、これを認める、その方向の段階で、これは御案内のように最終的な認定は総理大臣が行うことになっておるわけですね。したがって、総理大臣がこれによしという段階においては、当然主務官庁であります文部科学省とも協議をするということになって、また我々の意見もしんじやくするということにもなっておるわけでございますから、さつき御懸念のような、上がつてくる段階でとかく評判があるよというようなことが分かれば我々の方

ただ御懸念の、その学校としての適性を審議する審議会の問題でございます。これは、申請してくるのは県の場合もあるわけでございまして、県には、これは審議会を持っていますからそこがやりますから、これまでどおり。市町村が上げてきたものを県にまたゆだねていくかどうかというところで、これは市町村の審議会を別途持つか、あるいは便宜的に県の持っている審議会に委託してお願いをして審議してもらうか、これはどちらでもいいということになっておりまして、そこで、これは特区あるいは地方分権、いろんな議論があったわけですが、一番その地域の特性、

応じて必要な、そしてまたその団体を一番身近で把握している、一番分かっているのは一番身近なところの地方自治体であろうと。その自主性といいますが、それを信頼して認定していくのが本来の在り方ではないかという議論もありまして、その結果、それは市が責任を持ってそこで審議会を作るということであれば、それをお認めしよう

○仲道俊哉君 いろいろ心配な点が大いにあるわけです、他の政策分野とは違ひまして、この教育特区の場合には、やはり実害を被るのは子供たちですから、絶対に失敗は許されないわけですね。そういう意味では、私はこの権限移譲を市町村に今お聞きしますと県の方でもということでしたが、市町村が申請して、その市町村が自分たちのその許可を、許可権限を持つということについてはお手盛りになるおそれがあるわけで、是非何とか自分、申請した以上、自分のところでことをやりたいというのは当然でございますから、その点は本当に大変心配をいたしておりますし、もう本当に絶対失敗のないように、文部科学省としても綿密に市町村なり地方団体を指導してもらいたいというふうに思います。

教育のようなこういう分野に対して数値目標の設定がなじむのかどうかというのは意見が分かれるところで、それぞれ、それぞれの学者がそれぞれの意見を言っているようではありますが、こういうようなことについて文部科学省の見解はいかがでしょうか。

○副大臣(河村建夫君) 仲道委員御指摘のような形で、近年、各教育委員会が数値目標を掲げて、そして生徒指導上の諸問題に取り組んでいるということも承知をいたしております。今御指摘の学校図書館においても、一定の本を読破することを目標にして、卒業までに何冊を読みなさいとかいうようなこともあるようですが、実は、

今、教育基本法の検討の中で、教育振興基本計画の中央教育審議会の中間報告にもそういうことが指摘をされておりまして、学校が良くなる、教育が変わることを実感するためには、いじめや暴力を五年以内に半減しようとか、そういうことも実は検討を今されておるわけでございます。

教育行政を進める上においても、こうした政策目標を定めるということは非常に大事なことであり、そう思っておりまして、非常に可能で、数値目標を掲げることが可能なものについては数値化を図る。そして、どのぐらい達成したかということを見るということに対しては、施策を検証する上でも意義があるのではないかと、このように思います。し、目標を掲げてこまめに達成したということとは、そういう意味では、国民に対する説明責任を果たすことにもなるというふうに思っております。

わけでございます。しかし、その政策目標を数値化する、その内容によっては結果的に目標を設定した意義がなくなってしまうとかというように、性もあるわけでございますので、どのような事柄についてどのような目標を設定するのがなじむかということも含めて十分検討をする必要もあるかと、このように思っているところでございます。

○仲道俊哉君 評価の面からいきますと、その数値目標というのは非常に大事なことで、今の御答弁でそれぞれの分野に応じてそういうことを今後検討していこうということでございますので、是非前向きに検討をしていただきたいと思います。次に、確かな学力の育成とゆとり教育の整合性という点についてお聞きをいたしたいと思います。

昨年の四月から新学習指導要領が実施されました。学習内容を七割減らすというゆとり教育路線がより明確になったところではありますが、ゆとり教育は学力の低下をもたらすものではないかという御心配をされるし、またそういう議論もされております。

昨今の子供たちの深刻な学力低下を憂慮してか、文部科学省は新学習指導要領の実施に先立つ昨年一月の十七日に、宿題や放課後の補習を奨励する学力向上のための緊急アピールなるものを発表しました。教育の指針が、こういうことで見ますと新学習指導要領との間で右往左往しているんじゃないかというふうな、いまいち整合性が取れていないというふうな現場の教師たちの戸惑いもあるわけです。

大臣は、おとつきの三月十八日の今回の所信において、確かな学力の育成が初等中等教育段階における教育改革の重要な柱であり云々、新学習指導要領のねらいは、子供たちに基礎・基本をしっかりと身に付けさせ、自ら学び考える力の確かな学力をはぐくむことにあると所信で述べておられるわけですね。そうしますと、ゆとり教育を打ち出し、学習内容を減らしている今回の新学習指導要領のねらいが、どうして確かな学力の育成につながるのか、教育現場ではそういうことでやや理解しにくい点もありますので、この辺りの整合性について分かりやすく説明をしていただきたいと思います。

○国務大臣(遠山敦子君) 新しい学習指導要領のねらいは、私は、ゆとりということが強調されたわけでございますけれども、あれをしっかりと読んでいただきますと、基礎・基本をしっかりと徹底しながら自分で考える力を持つような、そういう子供たちにしようよということだと思えます。もちろん、子供たちに時間的なあるいは精神的な余裕を持たせて、そしてしっかりと学力を付けるということが非常に大事でございます。それを本当にやっていくには、これは生々かなことではございません。だから、基礎・基本を徹底した

上で自ら考える力、これをあれですね、単に基礎・基本を一遍教えて、それで分かったつもりになつてあとは考えないなどというふうな教育は、もちろん各地の学校で行われたいとは思いますが、それと、それをしっかりとやるために一体何が必要かということを出したのが「学びのすずめ」であります。つまり、新しい学習指導要領のねらいとするところをしっかりと実現するために出したのがあのアピールでございます。

現場が混乱したとか何とかおっしゃる人もいますけれども、私は決して現場は混乱していないと思いますし、もし混乱しているというふうなことをおっしゃるとすれば、それは議論をする議論であると思います。現に一月十七日に、私は、あれは外国から帰りまして、各教育長及び教育委員会の委員長を集めた会議でやりましたが、よくぞ言ってくれたということ、これで自分たちはしっかりとやっていきたい、それは新しい学習指導要領のねらいというものを要するとか揺らぎと

は全く違う、それは本場の意味で実現をし、そして揺るがない確かな学力を持つていくためにあそこで書かれたことは当然であるということがその後も私どもには返つてまいっているわけでございます。

研究者の一部が直前の、実施に至る直前の調査をしたりしていろいろな数値を発表しているようでございますけれども、私は今大事なのはそういうことではなくて、本当に二十一世紀を生き延びていく、生き抜いていく、あるいは切り開いていく、そういう子供たちをつくるということが大事でございます。その意味で「学びのすずめ」で言った、一人一人の個性とかあるいはその能力とか進み具合とか、そういったことに着目してきめ細かく指導をしましょうと。そして、そのためにはいろいろな方法を各地、各学校、各先生が考えて、大いにやってください、創意工夫をしてください、それを十分に支えるために国としてもこういうことをします、こういうことをしますという

ことを明確にしたのが「学びのすずめ」でございます。

まして、その意味で私はあそこで出したアピールというものは、本当に新学習指導要領の精神といえますか、ねらいというものを実現するための分りやすい方途をお示ししたものだというふうな考えております。

○仲道俊哉君 大臣の熱意はよく分るわけですが、実際に大臣の、文部科学省が考えている、そういうことが各教育委員会、地方の教育委員会を通して、要は教師ですから、教師一人一人が今、大臣のような考えの下でどのように子供たちを育てていくかという、そのところを徹底をしていただきたいというふうに、こう思います。

もう最後になりますが、先日、東大、京大などのいわゆる難関、超難関校の合格者が発表されましたが、例によって私立の中高一貫校が上位を独占して、公立校との学力の格差は更に広がった感があるわけです。このような状態が今後も長く続けば、いずれは公教育に対する国民の信頼が失われかねない懸念をするわけですが、公立校と私立校の歴然たる学力の差をこのまま放置してよいのかどうか、文部科学省の一つの所信なり考え方を伺いをいたしたいと思います。

二分で答弁を。一分前には是非やめたいわけですが、よろしく申し上げます。

○国務大臣(遠山敦子君) 日本の公教育を支える、国立も公立も私立もそれぞれに頑張ってもらわれないといけないと思えます。特に公立というのは子供たちに身近なところにあつて、だれでも行ける学校でございますので、そこが私はしっかりとしないと日本の未来はないと思っております。

私学が独自性を持って優れた教育をしようというのは結構でございますけれども、公立学校もそれに負けず劣らず保護者の信頼を得るような学校にしていく、それが私どもの今の非常に明確なターゲットでございます。

○仲道俊哉君 ありがとうございます。

以上で終わります。

○委員長(大野つや子君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時二十分まで休憩いたします。

午前十一時五十八分休憩

午後四時三十分開会

○委員長(大野つや子君) ただいまから文教科
委員会を開会いたします。

休憩前に引き続き、教育、文化、スポーツ、学
術及び科学技術に関する調査のうち、文教科
行政の基本施策に関する件を議題とし、質疑を行
います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○大仁田厚君 先ほど、十一時三十分にはアメリカ
がイラクを攻撃いたしました。僕は個人的に、選
挙の最初、二年半前に掲げたのが、人づくりなく
して国づくりなし。それで、僕はやっぱり長年、
ルワンダからそしてまたベトナム、そしてまたア
フガニスタンも三度訪れましたし、いろんな戦後
の、戦禍の状況とかいろんなことを見てきました
けれども、二十五年です、ベトナム戦争が終
わって約二十五年ですけれども、アメリカが使っ
た枯れ葉剤によってその二十五年の傷跡はまだ
残っております。

戦争が生むものって一体何なんですか。確
かに歴史をひもとけば、戦争の歴史があらゆる国
の発展や進歩を助けているというのか、そういつた
進歩が訪れているというのかよく分かんないです
が、何か、この時期に何か文教科委員会をやっ
て、何か自分自身の無力さとか何か人間の、私自身
が何をすればいいのかわからないことを何か痛感さ
せられます。

別に、小泉総理が掲げられました、アメリカを
支持すると。あの中に多分日本におけるいろんな
しがらみやいろんな苦闘は分かります。だけれど
も僕は、僕は人間として、人間としてやっぱり僕
は戦争には反対です。これは僕は野党の方々にも
分かってもらいたい。小泉総理の個人的な見解と
しては、僕は戦争は反対だと思えます。というこ
となんですけれども。

僕が大臣に御質問したいのは、これは本当に大

臣としてだけではなく、人間として、僕は、アメ
リカのブッシュ大統領がいつも掲げられている本
当の自由を求めるために、そしてまた、先ほどテ
レビの中に、アメリカを一〇〇%、アメリカ国家
を一〇〇%支持するというアメリカ国民の映像が
流れましたけれども、その本当の自由、戦争をし
て本当の自由が本当に得られるのか、僕はそこに
物すごい疑問を感じていますが、大臣、これを、
大臣としてでも結構ですけれども、個人的な御見
解をお聞かせしたいんですが、済みません、よろし
くお願いします。

○国務大臣(遠山敦子君) 午前中の審議が終わり
まして直ちに私は中央教育審議会の総会に出まし
て、教育基本法に関する審議の取りまとめの答申
をちようだいいたしました。そして、直後から三
つの会議がございまして、そして内閣における安
全保障会議、閣議、そして第一回のイラク問題緊
急対策本部というものが開かれて、事態の推移が
容易ならざるものであるというふうな思ったとこ
ろでございまして。今日はその意味で、私もこう
いう文教科委員会に属する者としても記憶に残
る一日でございまして、特に教育基本法のような
大変大事な法律の見直しにかかわる答申を得た
という日であり、また同時にアメリカのイラク攻
撃というのが始まったということでございます。
誠にこれは忘れ難い日であると思えます。

今、大仁田先生おっしゃいましたように、だれ
もが平和を望んでおりますし、できれば戦争を避
けたいというのは皆共通ではなからうかと思いま
す。私は大仁田先生より年を取っておりますの
で、戦争の恐ろしさをつくづく身をもって体験を
いたしております。近親の者も、それで命を失っ
た者もございまして、そういう厳しさというのは
もう日本の多くの、ある一定年齢以上の人たちは
もうそれを皆記憶にとどめておりますし、そうい
うことで平和を希求するということは万人共通の
願いではないかと思えます。

さはさりながら、では、無法者は放置してい
いのかということなんでしょう。今回はイラク

攻撃ということで、ブッシュさんが苦渋に満ちた
選択をされ、我が総理も恐らく苦渋に満ちた決断
の上で今回武力行使を支持すると。これはもう個
人的な好み、あるいは個人的な、何といひます
か、戦争は嫌だという思いを超えて、日本の国益
というものを考えた上でああいう決断をされたの
ではないかと思えます。

戦争の手段に訴えるいろんな紛争というものが
人類の歴史とともにあったと思えます。有史以前
といひますか、人類のその歴史の記録に残り始め
てからもう正に紛争の歴史そのものであるわけ
で、何千年も前から戦いの跡が地中に残ってい
たりいたしますが、そういうことを考えると、な
かなか人類というのは何千年という経験を経て
なおかつ同じような状況に置かれてしまっただ
なと感慨も覚えるところでございまして。

そういうことで、しかしながら、我々は教育に
携わる者でございまして、これからの世紀、ど
のようになっていくかわかりませんが、でも、
やっぱり一人一人が本当に自分である事象を、
正確に把握をして、そして自ら取れる範囲で平和
の希求を忘れないで生きていく、そういうことが非
常に大事な時代に入つたと思っております。そ
の意味で私、教育というのは、こういう混沌とし
た時代あるいは先行き不透明な時代にますます重
要性を増しているなというふうなことを感じると
ころでございまして。

○大仁田厚君 どうもありがとうございます。
確かにサダム・フセインがクルド人弾圧とか、
一部のエゴでその国の人々を弾圧したりという本
当に現状、そしてまたテロの問題もありますけ
ども。

ただ、僕は思うんですけれども、大臣、僕はア
フガニスタンに三回訪れてその国々の人と話し
たときに、国々の人たちは日本に対して物すごく
感謝していました。教育やそしてまた援助に対
して、日本が貢献してくることを物すごく感謝し
ていました。その部分で僕は手厚くしてもらった
し、そういった部分では日本の貢献度というのは

ある種アフガニスタンにおいて。ただ、人間って
不思議なもので、何でも、復興しているのにま
た、ここでもまた戦争を起し、またそこを破壊
し、また今度は援助しなきゃいけないというの
は何か、何か非常に矛盾を感じまして、何か自分
で何時間かいたたまれない気持ちだったんですけ
ども。

だけれども、暗いことばかり言っているわけ
ではなく、人間やっぱり不景気なときには暗くなる
し、やっぱりいろんなときに暗くなります。だけ
れども、だけれどもやっぱりそこで何をしなきゃ
いけないかといひたら、やっぱり人間、自分で活
性化させながら自分をポジティブに生きさせてい
かなきゃいけないというのは常にあると思うん
です。

僕、アフガニスタンの地雷関係のところに行
つたときに、地雷除去のところに行つたときに、三
人ぐらいの子供が坂を上がってくるんです。そ
うしたら、一人の子が足がないんです。それで僕
はその子に聞いたんです、おまえ、どこでけがし
たんだと言ったら、その地雷現場のところで爆発
した破片によってその足をなくしているわけ
です。だけれども、不思議なことに、じゃ暗い顔
をしていないのかといひたら、明るい顔をしてくに
こしながら僕にすり寄ってくるわけですよ。おま
え、どこから来たんだとやって言うわけですよ。
おれ、日本から来たんだと。子供で分からないか
らその地雷現場の近くで遊んでいるのか、家が近
くにあるのか、それは分かりません。だけれど
も、じゃ何が今必要かといひるのは、やっぱり何
も明るくなること、やっぱりポジティブになるこ
と、自分を活性化させることが本当に必要なこと
かなって。

日本が何ができるのか、何があげられるの
かだけではなく、やっぱり僕は、もともと本質の部
分でいろんなことを考えていかなきゃいけないの
かなと思っております。

そういった部分で、総理のリーダーシップの部
分なんですけれども、本質に入らせていただきま

すけれども、リーダーシップという部分で、山根先生が先ほど校長などの裁量権についてちょっと、御答弁されましたけれども、その部分で僕はリーダーというものをやっぱり今求めていると思うんです、子供たちもそうですけれども。

申し訳ありませんが、僕の試合のときに何を求めているかという、若い人たちがわあっと来るんです。若い人たちが来て、僕の生き方に共鳴してくれるんです。僕は学校もろくに出ていませんでしたし、だけれども、僕がこうやって積み上げていくものに対してちゃんと認識を示してくれて、僕に付いてきてくれる。僕を信じてくれる。リーダーに何が必要か。やっぱり付いてくる人たちがそのリーダーを信用する。ということはある種、校長なんかに、学校を束ねるリーダーとして校長なんかにやっぱりある程度の裁量権を与えるのも必要なことは僕はあるんです。

文部科学省が既に実践研究校として学校運営に関する校長の裁量権拡大を試みていることはよく分かりますけれども、今、途中経過で構いませんので、その御報告を副大臣にお聞きしたいんですが、よろしく願います。

○政府参考人(矢野重典君) 学校におきまして、校長がリーダーシップを発揮して、子供や地域の状況に応じた特色ある学校作りを行うことができるようにするには、予算や人事など、学校運営全般に関して校長の裁量権を拡大することが必要であるわけでございまして、それは正に御指摘のとおりでございます。

このために、私どもといたしましては、例えば教育課程の基準の大綱化、弾力化を行いまして、校長が創意工夫を凝らした教育課程を編成できるようにするといったようなこととか、あるいはこれは校長の人事権でございまして、人事権は御案内のように都道府県の教育委員会が持っているわけでございますが、校長の人事権を更に拡大するという観点で平成十二年に法律改正をしていただきました。法律改正をしていただきました。市町村立小中学校の教諭の人事についての校

長の意見をより一層反映できるように、そういう制度改正をしていただいたところでございます。さらに、これは制度改正ということではございませんけれども、制度の運用の問題といたしまして、教育委員会に対して、学校運営にかかわります教育委員会の許可とか認可とか承認とかという、校長に対するそういう権限があるわけでございまして、その権限を校長にゆだねる、そういう方向で学校管理規則を見直すといったようなこと。

それから、予算の面でございまして、校長裁量権ににつきまして、学校予算に関する校長の裁量範囲を広げるといったような、そういったところでございまして、積極的な取組を促しているところでございます。

そういう観点から、先ほどお尋ねございましたけれども、校長の裁量をより拡大するといったようなことも含めた研究委嘱事業を行っているわけでございます。その中では、今私が申し上げたような対応につきまして、実際の現場において種々の具体的な取組が実践的に行われている、そういう状況にあるわけでございまして、私どもといたしましては、そういう観点で、さらにそういった実践的な研究の成果も踏まえながら校長の裁量権を拡大し、より校長のリーダーシップを発揮できるように環境作りについて努力をしてまいりたいと考えているところでございます。

○大仁田厚君 ありがとうございます。済みません。校長の、僕は何事も積み上げだと思っているんですけれども、人間そうなんですけれども、最初の学校に行つて、石の上にも三年ですけれども、何事も三年で土台ができて、そこからまた積み上げるという。それがやっぱり短い期間、端的に言うところ二年とかでまたほかの学校に行つたりなんかして、やっぱりその学校の本質、地域的なものとかいろいろ含めて、そういったものが短期的なことでは校長が分かるだろうかという疑問が自分の中にあります。そういった学校運営が長期にわ

たつて、校長にある程度任せられて長期間そこに滞在するということは、文部科学省の方では考えておられないんですか。

○政府参考人(矢野重典君) それは私も全く同じ認識を持っております。校長が校長として必要なりリーダーシップを発揮するためには、一定期間腰を落ち着けて校長の職にあることが必要であるわけでございまして。学校を取り巻く状況でございますとか地域状況でございますとかあるいは教職員の掌握でございますとか等々につきまして、一定期間腰を落ち着けてその校長の職にいらることが大変大事である。

そういう観点に立ちまして、もう十年ぐらい前でございますが、是非、校長の在職期間の長期化ということ国を指導事項として各都道府県に對し指導をいたしております。結果として、今、具体的なデータは持っておりませんが、今、かつて二年ぐらいであったようなそういう在職期間が、倍近く、校長として、平均でございまして、私の記憶では倍近く在職期間が長期化して、長期化というんでしょうか、一定の期間になつて、腰を落ち着けてその校長の職に全うできるように、そういう環境ができてくるように思っております。正にそれは御指摘のとおりでございますので、そういったことを引き続き指導をしてまいりたいと思っております。

○大仁田厚君 是非検討していただきます。今日はちょっとランダムになっておりますので、済みません、大臣にも副大臣にも御迷惑をお掛けすると思いますが、大人のボキャブラリーという部分で、やっぱり臨機対応。やっぱり僕もそんなんですけれども、いつもそんなんですけれども、いつも僕はメジャーと言われる団体ではないんです。プロレスで言うところインディと言われる、インディペンデント、インディ、何ですかね、臨機対応型というのか、自分いろいろな部分に置かれて、あるとき、リングが来ないんです。奈良の橿原という体育館で、リン

グが来ないんですよ。どうしようかなと思つて、しょうがないから、おい、持つてこいよと言つて体育館からマットを持つてきて、マットを四角に敷いて、その上、それで、観客の前で土下座するわけです。済みません、リングが来ません、台風の影響でリングが来ませんので申し訳ありませんと言つて、そこでやったら観客が大いに受けちゃつて、新聞の一面になりました。

人間というのはそうなんですけれども、やっぱり臨機応変に生きる生き方、大臣も先ほど言われていましたけれども、この二十一世紀に向けて、やっぱり人間がどういふふう生きていくかというのが物すごく必要な、そういうのを問われる時代だと僕は思っております。

先ほど、ちょっと済みません、皆様方、申し訳ございません。本場に一つだけ僕は言いたかったんですけれども、本場に戦争というものは、だれが一番痛め付けられるか。上のトップの人たちじゃないんです。一番本場に貧しい人たちが、本場に今から将来がある子供たちがじゃないかと僕は本場に痛感しております。

まああれですけれども、ちょっと僕は一つだけ、ちょっと、この間、僕は東京都のMXテレビのアナウンサーで僕は行きました、小学校のドッジボールを見てきたんです。すごいですね。小学校六年までは男女がある程度体格差がないもので、すから男女が入り乱れてやっているんですけれども、昔の、大臣、ドッジボールを御存じですか。四角い中に入つて、こうやってほんと当てる、出ていったりなんかするんですけれども、審判が最近六人ぐらいいるんですよ。

それで、済みません、スポーツをやるにしても体力じゃないですか。それで、僕はプロレスに入るときに、身長はこのくらい、一メートル八十ぐらいたつたんですけれども、体重が五十三キロしかありません。先輩からいじめられるんです。おまえ、太らないと首にするぞと言われて、はい、分りました。僕、多分、一日どんぶり三十杯食べたんです。どんぶり三十杯。一日で三十杯食

べるんですよ。それで、太らなきやいかぬと思つて、やっぱり努力するわけです。食べる努力をするわけです。

それで、あるとき、ジャイアント馬場さんが来て、おう、大仁田、昼飯食ったかと言われて、僕は焼き肉定食をもう三人前食べていたんですよ。

おなか一杯だったんですけれども、おい、スパゲッティ食べれるかと言っんです。いや、もうおなか一杯ですよと言ったら、おい、スパゲッティ食べたら、スパゲッティ食べたら賞金やるぞと言っんです。はい、食べますと、僕はすぐ。出てきたのがスパゲッティ・ナポリタンなんですけれども、十人前ですよ、十人前ですよ。ナポリタンですよ、ケチャップでこう絡んだ、十人前ですよ。これをばあつと食べましたよ、大臣、副大臣。

大変ですよ、この食べる苦しさというのは。やる苦しさも大変ですけども、食べる苦しさは物すごい大変なんです。それでもつて、やつと食べましたよ。だつてもうやつぱり、これは努力と取るか何と取るかは分からないですけども、訓練ですよ。それで食べましたよ。

それで、六時半から、夕方六時半から試合だったんですよ。川崎市体育館で試合だったんですよ。それで、相手が百四十五キロある元相撲取りの伊藤正男選手です。十五分一本勝負。カーンとゴングが鳴った瞬間、ばあつと持ち上げられたんですよ。持ち上げられて、マットにたたき付けられた瞬間、鼻からスパゲッティがびゅつと出てきました。それで、大臣、笑っている場合じゃないんですよ、済みません、大臣。それで、不思議です、出てきたのが白かったという。

これはおいておいて、ドッジボールの話なんですけれども、ドッジボールの話なんですけれども、不思議なことに会場が一体化しているんですよ。普通は親たちがこうやって応援して元氣付けるじゃないですか、子供たちを。そうじゃなくて、逆に、真剣にやっている生徒たち、そして涙を流し汗を流している、戦っている姿に、逆

に親たちがパワーを受けて一体化しているんですよ、ね、その会場が。

それで、僕がばあつと行つて、おい、君たち、頑張っているかと言ったら、みんなこうやって起立して、はい、頑張っていますと、こうやるんですよ。そのときに僕は何か受けたか、もうすがすがしさを受けたわけですよ、ああ、いいじゃないかと。何かこう、何かこう、スポーツをやっている、そういう一体化。そしてまた、家族を大事にしないわけじゃないですよ、監督に対して物すごい愛情と家族に似たような連帯感を持っているわけです。

そこで、質問なんですけれども、国や地方自治体などで推進するスポーツなど、そしてまた男女が一緒にできるような、小学校の中でのいろんなことが取られているじゃないですか、大臣、大臣。そういう中で、やつぱりこういう、このスポーツの確とは言いませんよ、僕、ドッジボールが。だけれども、言いませんけれども、そういう部分で、こういうのを、こういうのを学校で推進したらどうですかというふうなスポーツを是非この文教科で僕は考えてもらいたいですけれども、そういうお考えは、副大臣、あられますでしょうか。

○副大臣(河村建夫君) 突然のと言つてあれでございますが、スポーツの話は想定をいたしておりました。だけれども、スポーツが持つ子供たちの成長への大きな力といえますか、これは私は非常に大きな力があると思います。スポーツによって、それはもちろん身体的なものもありますが、心身ともに、私は、スポーツというのは鍛える、あるいはチームワークもそうです。個人技もそうですけれども、やつぱりチームで一緒にやる、連帯感を持つ。

そういうものは非常に私は意味があると思います。それから、今おっしゃったようなドッジボールは、これはかなり、我々の時代からありましたし、今何かなりまた形が変わっていると聞いておりますが、そういうものは非常にいいわけですから、

これは学習指導要領、ちよつと硬いことを言いますが、そういうものでもきちつと奨励をされておまして、団体競技、個人競技、むしろ、子供たちにとってはむしろ団体競技でしつかりやる。

バスケットもそうです。私も息子なんかには、バスケットをやったら背が高くなるんじゃないかというふうな、そんなことを言います。バスケットをやらせてみたりとか。私は、スポーツはちつちやいときには、一つに固まってそれでつと進む人もありますが、私はいろんなスポーツをやることがかえつていいんじゃないかと。そのうちに自分の得意なやつを見付け出すと、サッカーもそうですし野球もそうです。

特に、やつぱりできるだけ私は、全員の皆さんができるだけスポーツに親しむ、そういうことが教育上大事なところだと思つたので、今、先生がおっしゃったドッジボールを始めとしてそういうものはしっかりと進めていくわけで、これはきちつと学校教育でもやっておりますので、まだ更にいいアイデアがあったら是非ひとつ教えていただきたい、こういうふうな思いです。

○大仁田厚君 ありがとうございます。

是非、推進してもらいたいです。一つのスポーツにかかわらず、何でもいいです。やつぱり小中学生が団体でできるような、そしてまた団体で楽しみ、また汗握るような、やつぱり何か団体的なものをどんどん推進して、学校教育に取り入れてもらいたい僕は思っております。

ちよつと本題に移させていただきます。

日本の英語教育と、大臣の所信表明の中にどんな英語教育を推進していくかという話がありましたけれども、僕は最初、十六歳のときからジャイアント馬場さんに東南アジアに置き去りにされて、それから一年間、僕は十七歳まで、東南アジア、シンガポール、クアラルンプール、ブルネイ、ジャカルタなどをツアーしていたんですけれども、それで帰ってきました、また十九のときにドイツの方に行かれました、ドイツからイギ

リス、フランス、それからまた今度はアメリカ本土に渡りまして、それで、先生方、体験されたことないですか。飛行機に乗って、初めて飛行機に乗ったときに、僕は自分で格好を付けたか何か分かりませんけれども、ワン・カップ・コーヒー・ブリーズと言ったんですよ。そしてまたコーラが来たんですよ。何でやねんと思うんですよ。それでコーラが来たから、それでも何というのかな、自分でコーヒーを頼んだのに何でコーラなんだみたいな、自分の中でもやもやしたものはあるんですけども、何にも言えない自分があるんですよ。それで、二回目また頼んだんです。またコーラが来たんですよ。

それで、人間不思議なもので、それでアメリカに三年たち、五年も住んでみると、逆にコンプレックスじゃないですけども、自分で物事に対して文句を言えるようになってきたんですよ。それで、やつぱり自分で改良するんですよ、英語って、あ、やつぱりヒア、聞いていて、聞いていて、あ、違う、コーって言うから駄目なんだ、コとカの間ぐらい、ワン・カップ・カフィー・ブリーズ、そしてまたコーヒー来たんですよ。そのときやつぱり、あ、通じたつてうれしさを感じるわけです。

ということ、何が必要かという、やつぱり実地、体験が必要なんです。やつぱりそれは確かに、確かに、僕は今大学通つていまして、今年生なんですけれども、三年に進級できるかどうかまだ成績発表がされていないんですよ、けれども、何ですかね、僕は、ある種日本というのは淘汰されているところがあつて、どうしても恥づかしい部分というのは非常にあると思うんですよ。やつぱりチャレンジしていかないと英語つて身に付かないんですよ。どうしてもやつぱり体験しないことには身に付かないものというのはいくらもありません。やつぱり失敗してみないと身に付かない。

先ほどお話ししましたように、これ例ですけども、本当にワン・カップ・コーヒー・ブリーズ

と言つてコーラが来てからこそ、ああ、自分で英語力というのはまだ相手に通じないんだなど。そして、やっぱり人間努力します。そういった学校内で、学校内で何かそういったロールプレイングなどの実用的な授業を取り組むという、そのような授業に時間的な、内容的にも重点を置く必要があると思うんですが。

僕が言った意味は分かれますか。一応、仮想的な、だから授業の中に仮想的なものを、もういいんです、先生が、簡単に説明しますと、簡単に説明しますと、余りもう時間がないものですから簡単に説明しますと、はい、君、大仁田君、大仁田君、君、今から、今から全員が、全員が英語で話すから、な、全部英語で答えなさい。そして、間違えたところを、そこを指摘するんじゃない、君、こやつて答えたらいいんだよということ全員が分かるわけです。今の授業という、今の授業という、ああ、分かったかといつて一人に当てて、そして僕がべらべらべらと答えるわけなんです。そういうんじゃない、やっぱり実質的に会話を、じゃ、この一時間だけはじゃ全部英語でどうか、そういったものの取組ということが今後僕は必要になってくると思うんですけれども。

そしてまた、中学校でも、中学校でも逆に言うと英語の先生なんかを取り入れていくとか、その柔軟的な教育というのが必要になってくると思うんですけれども、それについてお考えはどうでしょうか。

○政府参考人(矢野重典君) 経済社会等のグローバル化が進展する中で、児童生徒に対し国際的な共通語となっている英語のコミュニケーション能力、これを身に付けさせることは大変大事になっているわけでございます。

このために、昨年の四月からスタートいたしました新しい学習指導要領では、基礎的・実践的コミュニケーション能力の育成をより重視する、そういう観点に立ちまして教育の内容の改定を行ったところでございます。

その中で、先ほど先生が御紹介ございましたような言語の使用場面や言語の働きを例示しておりまして、例えば、あいさつあるいは買物あるいはその家庭での生活など、言語が使用される具体的な場面を設定いたしまして、その下で子供たちが説明をしたり、あるいは質問をしたり依頼をしたり、あるいはお礼をするといったような具体的な言語活動が行われるような、そういうカリキュラムを取り入れているところでございます。

これは正に先生が御紹介、御指摘になったようなそういう内容であろうかと思うわけでございまして、そういう意味で、私もといたしましては、そうした取組を通じて、子供たちに英語によるコミュニケーション能力を身に付けさせるための、そういう観点に立った英語教育の一層の改善に努めてまいりたいと考えております。

○大仁田厚君 ありがとうございます。これだけ書いてきた割には、僕自分で、できるだけ自分の言葉でしゃべろうと思ひまして、余り下を見ない。下を見ると、余計自分の言葉にならなくなっちゃいます。下を見ると、ローリングブレインゲームとかという訳の分からない話になってしましますので、極力自分の言葉で言うようにしているんです。

余り下を見ないようにはしているんですけれども、最近、小泉総理が下を見られると、ああ、つらいなと思つて僕は、総理、できるだけ、僕は、下を見ないで昔のようにこやつてしゃべってくださいよといつて、僕は自分なりに応援しているんですけれども。

さあ、ちよつと大仁田厚らしくない質問なんですけれども、ちよつと社会問題、ちよつと気付いたことがあります。これは一月末に起きた事件なんですけれども、川崎市の古本屋で万引きをした中学三年の男子生徒が、そうです、万引きした、最後は係員に連れられていかれたわけですね。で、住所、電話番号を全部聞いて、親御さんというのを事情聴取したんですけれども、全く話もし

ないと。どうしたものか、しようがないということとでその店の方が呼んだわけですね、警察を。そして、警察のそのパトカーに乗せようとしたら走って逃げちゃったんです。そして、踏切のところで踏切をくぐろうとしたら、電車が来ちゃってひかれちゃったというあの事件なんですけれども。

それをニュースなどで取り上げられたときに、その店が、人殺し、警察に通報したのはやり過ぎだなどと言ふ声が多く上がつて、この書店が一時廃業に追い込まれるという騒ぎがあったんですよ。この事件だけではなく、何か昨今、何か悪いことを悪いとがめた人が逆に何か被害を受けてしまうことってありませんか。

いや、僕、一回、新弟子、新人のころ、山手線で、僕はできるだけ痴漢に間違われないように両手をこうあれして、バッグを持って、しやうがないからバッグを持ってこやつていたんですよ。そして、一人の女の子がおれの顔を見てぐつとにらむんですよ。僕はただバッグを持っているだけなんです。それで最後、あなた、何と言われましたかね、その女の子、僕のことを、僕は痴漢だと間違えたんですかね。あなた、いい加減にしてよと言つてばつと走り去ったんですよ。そのときは一瞬分からなかつたんですけれども、僕は痴漢に間違われたんだなつて。やつぱり自分が行つていなくても、何も手を下していなくても逆に被害者にされてしまうという。

何か、悪いことを悪いとやつぱり子供たちにちゃんと認識させる、やつぱりそういった社会でなければ僕は駄目だと思ふんですよ。やつぱりそういうのつて逆に、もう自然に本当は分かる時代であつたんですよ。それがいつの間にかこういった社会になつて、悪いことを悪いと認識しない。そういった部分で、遠山大臣、悪いことを悪いと認識させるような、悪いことを悪いと認識しないこの現状をどういうふうにお考えですか。

○国務大臣(遠山敦子君) 本当に今はそれは大変大きな問題だと思います。

かつては、それぞれの家庭で親御さんが子供に對して、子供が何かを言つたり、あるいは友達とけんかをしたりなんかしたときはしっかりと怒つたと思ふんですね。それがどうもしつかりなされてないというのが一番の大きな原因じゃないかと思ひます。

しかし、これは親がしつかりしてくれということとを待つていても百年河清を待つようなものでもございまして、私は、子供たちは未来の親にもなるわけございまして、学校教育におきまして、しっかりと何が悪いこと、何が悪いことというのの教へてもらいたいと思ふんですね。そこがあまりに、自分で考えなさい、自分で選んで何かやればそれでいいんですよというように、がちよつと行き過ぎているように思ひます。

もちろん、それぞれの先生なり学校なりでしつかりしているところは教へてくれていると思ひますけれども、そこは私、本当に人間としてやつてはいけないというところはそんなに幾つもないと思ふんですね。旧約聖書の十戒にさかのぼるまでもなく、そんなにはなくていいんです。うそをついてはいけない、あるいは人を傷付けてはいけない、物を取つてはいけない。

で、今の教育あるいはインテリジェンスを持つた方々というのは何をしてはいけないということとを言つてはいけないと、こつとこつとやるんですが、私はそれは思ひません。つまり、家庭でしつかりと何々してはいけないということをたたき込まれている子供に、学校に来たときはむしろポジティブに、じゃ、友達とは仲良くなさい、生命の大切さを身に付けなさい、何か人間を超えるものを畏敬しなさいという、そういう価値を与えるのはいいいと思いますけれども、根本のところは今しつかりしていないときに、私は、やつぱり教育の専門機関である学校においても悪いこと、悪いことというののしつかり身に付けさせてもらいたいと思ひます。

ということと、小学校の学習指導要領の道徳のところを見ますと、ちゃんと書いてあるんです

ね。一、二年生のところで、善いこと、悪いことの区別をし、善いと思うことを進んで行く、「みんなが使う物を大切にし、約束やきまりを守る。」から始まって、それぞれの学年年次において善いこと、悪いことをきちんと峻別をして、そのことを、悪いことはしないようにしましょうということが書いてあるわけでございまして、私は、学校の先生はやっぱり学習指導要領がねらっているところはしっかりと子供たちに教えてもらいたいというふうに思います。

そういう地道な努力がなされていきたいと思います、日本の将来、日本がかつて持っていた、人々が本当に他者に対する親切心を持っているとか、いろんなその美点が、基本のところが揺らいでいると出てまいらないと思います。で、そういうことが出てまいらないと、私は、日本の国の存立の基礎である日本が誇るべき文化というものが生まれてこないようにも思うわけでございます。

そういうことで、学校において今、先生の御指摘のようなことはしっかりとやってもらいたいと思いますし、同時に、親に対しても、学校からこういったことをしっかりと教えてくれ、心のノートなどは大いに活用してもらいたいと、そのように思います。

○大仁田厚君 ありがとうございます。

これを、皆さん、これが学校教育なのか、しつけというのは家庭でするものだという認識があつて、そしてまた学校に行く、やっぱり怖い先生がいて、やっぱりある程度社会の中でこれはやっちゃいけない、これはやっていいみたいなところのこの区別という、めり張りというののはつきりしていた時代と違ひまして、本当に、ただ僕、最近発見しました。

ある女性のライターなんですけれども、たまたま車いすに乗って都内を一日じゅう実験してみたらいいんですよ。それで、あるデータがออกมาして、じゃ、普通の、普通の大人と言われる年齢の方々がちゃんとそのハンディキャップの人にヘルプしたりしたかという、逆に、逆に若い人たちが

がちゃんとこうやってくれたというデータが出たんですけれども。

不思議なことに、若い人が若い人と言われますけれども、最近の若いやつはと、こう言われますけれども、逆に、僕は逆に大人の姿勢も問われているんじゃないかな。何かもう最近、非常に僕、感じるんですけれども、最近、選挙応援とか行くじゃないですか。で、こうやってお願いします、お願いしますと、こうやっていて壇上からこう言っている、おば様と言っている、よろしいでしょうか、ある程度の年齢をいかれている人たちの元氣のある方々、こういう表現でよろしい、そのおば様と言われる方々は元氣あるんですよ。まあ、頑張れよと、元氣あるんですよ。

ただ、こうやって遠目で見ていて、通勤列車がこう来るじゃないですか。三十代、四十代、五十代のサラリーマンの方々がこうやって、何かもう世の中に疲れたなあ、おれはもうだめだみたいな感じで、何やってるんだみたいな感じで、何でこの人たちがもともとと熱くなり、何かを語ろうとする、コミュニケーションを自分から、自ら取りに行こうとする、そして悪かったら悪かったと言えよう、言えるような何かさういったものがなければ、どんどんどんどん活性化していかないんじゃないかな。

これ、一つの僕のあれなんですけれども、僕は三年前までは高校生だったんですけれども、高校生だったんです。高校生で、やっぱり僕みたいな、二十六年ぶりに高校に入ったら、やっぱり僕みたいな男でもへこむわけですよ。出てきたのが因数分解、微分積分だ、何やこりやみたいなところがある、解けないわけですよ。やっぱりそうになると、じいっと静かになっていきますね。だけれども、何がそれは助けてくれたかといったら、友達なんです。友達が逆に、大仁田君とは言わなかった、大仁田さんと言っていましたけれども、みんなが教えてくれるわけです。それで僕も力強くなってくるわけです。人間で独りじゃないかと、そういうとき感じるじゃないですか。先

生、そうですね。独りじゃないと物すごく感じるんですよ。それで、何か同級生が、もう年は倍以上離れているのに、その十七歳、十八歳の子たちが本当に友達になってくるんですよ、これ不思議な現象なんですけれども。そうすると、逆にその友達が僕にパワーを与えてくれるんですよ。

それで、僕らは夜間ですから、一時間目終わったら、こうやって学食食べに行くんですよ。こうやって学食、カツどんだったんですけれども、そのとき。太一という友達とカツどん食べていたんですけれども、カツどん食べて帰ろうかと言った、ちよつと何というのかな、ぼちゃつとした、こういう場で言っているのか分かりませんけれども、これは実際存在します。先生方が否定されようとして存在するんですよ、いじめられるタイプというのが存在するんです。これは本当なんです。それで、その子が元氣がないから、僕はどちらかというと、おい、元氣出せよと肩をたたこうとしたら、ぱつと見たらカツどんの中身が唐辛子で真っ赤赤なんですよ。そうしたら、僕の友達の太一が、大仁田さん、これいじめられてるんですよと言っているんですよ。それで、もうそうなるかと僕と太一はかっとなるタイプですから、百人ぐらい御飯食べていたんですが、だれだ、こんなことをやっていたのと言った途端に、隣の席で座って食べていた教師の、あの政経の西谷先生と化学の大沢先生が、大仁田やめろと、おれを止めるんですよ。ちよつと待ってください、おれの問題じゃなくて、これは先生、生徒の問題じゃなくて、おれら生徒の問題ですから、生徒に片付けさせてくださいと僕言ったんです。それで僕は言ったんですよ、だれだこんなことをやったのは。ちゃんと一人立ちました。やっぱり僕が怖かったんだらうと思いますけれども。それで、四人ぐらいがこうやって立ったんです。

ちよつと聞いてください。これは先生方、申し訳ありませんが、これ政治家になる前の話ですからね。僕は悪い言葉を使ってしまった。これは

は政治家になる前の話ですからね、大臣、副大臣。僕はちよつと、これは正式に削除するかどうかは分かりませんが、僕はそのときの状況を正しく説明いたします。その子たちに僕は言いました。おい、面かせ、表に出ろ、今だったら多分、お面をおかしくください、表に出てくだされと多分言うと思いますけれども。

いや、だけれども、考えてみてください。じゃ、何もしないで、その現状を何もしないで、じゃただ見ていてだけで僕が大人のふりをして、あいつら、ああ倍ぐらい違うのというんじゃない、僕は何を感じたか。前例のように、僕は友達から、倍ぐらい離れた友達から問題を教えてもらったりいろんなことをしてパワーを逆に与えられました。じゃ、僕にできることは何なのか。お世つつかいもしれません。お世つつかいもしれません。だけれども、そのお世つつかい、何かを行動すること、何か動くことによつて何かが得られるんだよ、そこから何かが変わるんだよということ。を大人が教えていかなければ何も変わらないんじゃないでしょうか。僕が言いたいのは、僕が言いたいののは、子供に元氣を出せよと言う前に、大人が元氣がなければ子供が元氣になるわけじゃないですか。

僕は、教育というものは何だつて、分かりません。多分、答えは多分出ないと思います。僕、大臣があと三十年ぐらいうつても多分出ないと思います、答えは。いや、だつてそうです。かのアントニオ猪木が、かのアントニオ猪木が、多分江本先生は御存じだと思ひますけれども、かのアントニオ猪木さんでさえ、多分、プロレスとは何ぞやと言われたとき、永遠に答えは出ない。教育とは何ぞやと言われたときに、多分遠山大臣でも、これだけ教育を長くやっていても、教育とは何ぞやと言われたときに多分答えは出ないと思うんですよ。だけれども、じゃ、僕らが、僕ら大人が何もせずに、何もしないでじゃなくて、やっぱり気付いたことに対してチャレンジする、何かをしようにとする行動を見せなければ何も、何も変わつてい

かないんじゃないかなと。

副大臣に御質問なんですが、やっぱり僕は、大人自ら姿勢を正し、今のこの二十一世紀を生き抜くために、子供たちに、失敗してもいいじゃないか、何かをやろうよ、そしてまた、悪いことを見たら、何かそういうものを見たら自分から胸を張つても止めてみようよという姿勢というのを、やっぱり教育の中からどんどん掘り上げていかなきゃいけないと思うんですが、それについてどう思われますか。

○副大臣(河村建夫君) 熱血漢らしい大仁田先生のお話でありまして、私も全く同感でありまして、今の教育で問題なのは、学校の教育力も落ちたんじゃないかという指摘はありますが、家庭の教育力と、それからやっぱり地域で子供を育て上げるといいますか、気が付いたら、もし子供が悪いことしたら親が行って、よその、自分の子供ではなくてもしかり飛ばす、昔はそういうことがあつたんですね。今、そういうことが非常に薄れてきたというところに問題があると、これはしつかりに限って言えばそういうことなんですよ。

私も、こういう戦種柄、これは三度目ですが、PTAの皆さんとか、いろいろ話すんです。そうすると、やっぱり、PTA活動なんかでそういうことを熱心にやろうとしている人たちはいいんだけれども、そういうことに入っていない大人を何とかして引張り込んでいただきたいと、何とか親学問というやつを義務教育でやれませんかと言われて私も面食らったんですが、やっぱりそういう心で子供を育て上げていくということがもつとも必要だろうと思います。

実は、今、教育基本法の話、さつき大臣からもございましたが、その中にもやっぱり家庭教育の重要さというものを何らかの形でうたっていく必要があるというものが中央教育審議会の先生方の御意見であつたことも含めて、今、大仁田先生言われたような形、そういう気持ちで子供をやつぱり教育していくといいますが、一緒にやって教育していく、そういう社会を構築する、まあ再構築

といましようか、かつてはそういうことがあつたと、こう言われていますが、そういうことがこの教育の現場において非常に必要になってきているということ、私も痛感をいたしております。

○大仁田厚君 もう最後の質問になりますけれども、もうこれは質問じゃなくても結構です。最後に聞いていただきたいことがあるんですけれども。

先ほど副大臣が答えられたように、やっぱり地域社会、親御さん、そしてまた先生の資質とかいふようなものが問われていると思います。もう教育とは多分答えが一生出ないものだと思います。もう語り尽くしても、本当に人間という、人間を語るときに何も出ない。

僕みたいな、僕はこの政治の世界に入ったのは、本当に僕みたいな男でも、はっきり言ったら僕は、言葉を使っちゃいけないんですけれども、こういう言葉は本当は適切ではないんですけれども、どっちかというところでは夢を見ちゃいけないんですか、可能性を感じちゃいけないんですか、この世の中に夢を見ちゃいけないんですか。

じゃ、エリートの人ほどどんどん階段を上がり、テストの点数が良くて、それも僕は人生として否定しません。僕は他人を否定したりする気持ちは全くありません。だけれども、僕は僕の人生をやつぱり歩んでいくと思います。

僕、物すごく今、日本が不景気だ不景気だと言いがら、やっぱり豊かだと思えます。僕は、意外と、ある自民党の先生から、おまえ、出が悪いだろうと言われたんです。いや、意外と生まれはいい、僕は呉服屋の息子なんですけれども、いいんですけれども言ったら、へえ、おまえはそういうふうに見えないとか言われて、ああそうですか、どうも済みませんでしたと、何でおれが謝らなきゃいけないのかなと思つたんですけれども。

そういう意味で、そのときに、じゃ幸せかと、感じたのは、僕たちのおやじとおふくろが離婚

婚しまして、それでいつの間にか実家の大仁田ふろしき屋の方から、呉服屋の方から生活費が出なくなつて、おふくろが働きに行つて、保険会社とか何かでだけれども、夜中にしか帰つてこない。そして、お金が急になくなつたときに、お兄ちゃん、お姉ちゃんと言われて、三十円か何かもらつて豆腐屋に豆腐買いに行つたんですね。豆腐一丁買つたら、ああ、きょうだいで来たのと薄揚げ三枚ぐらいもらつたんですね。そのときに、そのときにおふくろが一生懸命して、こんなものしかないけれども、御飯炊いてくれて、その豆腐で、豆腐とですよ、しょうゆ掛けて、その薄揚げ焼いて食つたときに何を感じたかって、わあ、これが家族なんだあつて、何か幸せを感じたんですね。

もうすぐ終わりますので。いや、幸せを感じたんですね。何か幸せなのか、本当に僕、そうなんです。今、何か知りませんが、これだけ、三十秒だけ時間を下さい。何かやっぱり感性、人を感じること、そういうものがどんどんどんなにか欠落しているような気がします。もう一回、人を感じ、そして自然を感じ、幸せを感じ、そういう感性教育というものをもう一回取り戻していかなければ、何か人間というものの自体的存在理由がなくなつてきているような、そんな気がするんです。

そういう部分で、与野党の皆さん、是非僕は推進してもらいたいのは、やっぱり感じなければ、感じなければ人というのは分からないんだ、いろんなものを感じなければ、そしてまた行動しなければ何も、何も生まれないんだということを推進していただけることを切に望むものであります。

今日は質問、ありがとうございました。

○山本香苗君 所信に対する質問に先立ちまして、大臣に一つお伺いしたいことがございます。

今、大仁田さんの方からお話がございました。本日正午前にイラクへの武力行使が始まつたわけでございますが、我が党はこの問題につきまして最後の最後、ぎりぎりまで平和的な解決を目

指し行動してきていただけない、このような事態に至らざるを得なかつた事態に対しては極めて残念だと思つております。しかし、この問題を考えるに当たっては、私たち、当たつて、私たちは、単なる反戦平和だけではなくて、大量破壊兵器によるテロから国際社会の平和をどう守っていくのかと、テロ犯罪というものを未然にどう防いでいかなきゃいけないのかと、この重要な点を見逃してはならないと思つております。

これから私たちは、この事態、これから起こり得る様々な事態に対しまして全力で事に当たつていかなければならないわけでございますけれども、文部科学省といたしまして、今既に対応を検討していらっしゃる、また今後対応していくと思つていらっしゃる点につきまして、教えていただければと思います。

○国務大臣(遠山敦子君) イラク攻撃が開始されて、先ほど申し上げましたように、政府として安全保障会議、閣議、そして第一回のイラク問題緊急対策会議が開かれました。

私は、省に帰りまして、直ちに我が省のイラク問題緊急対策本部を設けました。これは、事務次官をトップにいたしまして、それぞれ責任ある人たちによって構成されるものでございますけれども、そこで何を私どもがやるかといふことは、この準備を常にやつておりまして、我が省はかなり危機管理においては相当先端を行つていと思つてはいるわけでございますけれども、何をやるかといふことで、一つはやはり日本人の人命の尊重といふことでございまして、イラク近隣国に日本人学校関係者など我が省関係の在留邦人、まだとどまつているわけでございますが、その連絡体制をきちつと維持をし、そして状況に応じた退避をせよというところで、最大限日本人の保護に当たるといふことが一つございます。

それからもう一つは、我が省は科学技術関係も所管いたしております、特に原子力施設等に対しましてテロが起きないように、あるいは起きた、万一、万々が起きたときにどうするかとい

うようなことについては、マニュアルもすっかり作っておりますが、そういうことに応じまして核燃料物質などの管理の徹底ということについてしつかり関係機関に指示をいたす、いたします。また同時に、核燃料物質などの管理の徹底については、既に昨日の段階で各事業所、これは全国に五千か所あるわけでございますが、これに通知を発出したしました。

その他、仮にテロのようなことが起きまして被害を受けたような人が出てくるというようなことになりましたら、直ちに大学病院などにその被害者を収容し、きちっと診療できるような体制も取っていくこと。

それから、何より、これは直接ではございませぬけれども、各地の学校等における子供たちの人命というものをしつかり守っていくことについて、これはそれぞれの所管のところと連携を取ってやっていくということなどの措置を今取っているところでございます。

○山本香苗君 是非とも、こうしたいろんな準備をしてくださっているということですが、復興という観点になりましたら、先ほど大仁田先生の話にもありましたけれども、文部科学省が中心になつてくると思いますので、その点もまた早め早めにというか、御検討していただければと思っております。

次に、所信について質問させていただきますが、その所信の最後の最後に、規制改革にも誠心誠意頑張るといったくだりがございました。その規制改革の一環といたしまして、現在、文部科学省内で外国人の学校の大学資格について検討がなされていると伺っております。

そこで、本件についてまずお伺いいたしますが、平成十三年度の規制改革の推進に関する第一次答申では、インターナショナルスクールにおいて一定水準の教育を受けて卒業した生徒が希望する場合に大学等に入学的機会を拡大すべきであるとありますが、ここにおけるインターナショナルスクールというのは何を指しているのかと文

部科学省は解していられしやるのか、またこれが盛り込まれました背景についてお伺いいたします。

○政府参考人(遠藤純一郎君) インターナショナルは何を指しているかということでございますが、要するにインターナショナルとか外国人学校等々の言葉がございしますが、そういった言葉について厳密な意味での定義というのはございせんので、私どもこのインターナショナルという言葉につきまして、インターナショナルスクールに、一定水準のインターナショナルスクールについて大学入学資格を認めるといった際の検討を行うに際しましては、そういった意味で一般的に定義がないということから、幅広く、いわゆる外国人学校ということと検討をさせていただいたということとでございます。

○山本香苗君 ということは、これにはアジア系の外国人学校が含まれていると解していられしやるんですか。

○政府参考人(遠藤純一郎君) 厳密な定義がないものですから、検討に際してはそういうことも、その点についても視野に入れながら検討させていただいたということとでございます。

○山本香苗君 現段階で今三つ機関、ちよつとはつきり覚えていないんですけれども、三つの認定団体を挙げていらつしやるわけなんです、この認定団体にアジア系の外国人学校が申請した場合、受け付けていただけるんでしょうか。

○政府参考人(遠藤純一郎君) 私ども、一定水準の教育、一定水準の教育ということで、それをどういう形にしようかということと検討してまいりまして、今、委員御指摘のように、認定団体としてWASC、ECIS、ACSIという、言わば世界的に定評のある認定団体が認定したインターナショナルスクールということとで一定水準と、こ

うあれしたわけでございますが、今御質問の点でございますけれども、私どもも問い合わせますと、主として英語で教育を行っている学校を評価の対象にしていると、こういうことでございます。

○山本香苗君 ということは、受け付けないということですか。

○政府参考人(遠藤純一郎君) その点については、私も確認はしておりません。ただ、英語で教育を行っている学校を評価の対象としているということとでございますので、恐らくそういう形での申請は今までなかったんだろうと、こう思っております。

○山本香苗君 いや、申請を受け入れるか受け入れないか、そういうものを現時点において確認をしないで行るのはちよつとひど過ぎるんじゃないかなと思います。

一度、御説明を党の方でもいただきましたときに、もうとにかく今月末、三月末までの宿題ですからとにかくやらせてくださいというトーンで御説明をいただきました、そういうトーンであるならしつかりとした調査とかもあつていいと思うんです。

規制改革の答申は、先ほど御答弁していただきましたとおり、積極的にアジア系の外国人学校を排除しているわけではないわけですね。文部科学省としては、この答申の意図をきちんと酌んで、かつ教育の行政をつかさどる文部科学省としての視点も入れて、是非ともこのアジア系の外国人学校にも門戸を開くような形に改正していただけないでしょうか。

○政府参考人(遠藤純一郎君) 私ども、先般示しました対応案では、国際的な評価団体により一定の水準にあるとの評価を受けた外国人学校を卒業した人につきまして入学資格を認めるということとさせていただきます。ただ、この案につきましても、御指摘のようにアジア系の外国人学校の卒業生の大学入学資格についていろいろ御意見があるということは承知しておりますし、また、この対応案につきまして現在パブリックコメントを実施しているということとでございますので、これらも踏まえて、この件につきまして十分に検討してまいりたいと、こう思っております。

○山本香苗君 現在、私立・公立大学におきま

ては大学独自に外国人学校卒業生の受験資格を認めているそうです。この実態を把握されていないということを二月二十五日に遠藤局長が御答弁されていらつしやるんですけれども、こうした実態は本来文部科学省として知っておくべきだと思ふんですけれども、いかがでしょうか。

○政府参考人(遠藤純一郎君) 公立大学、私立大学で外国人学校の卒業生の入学を認めている大学もあるということは承知をしております。ただ、私どもとしては、そういう御指摘のような調査につきましては、この前の委員会でも御答弁申しましたように、現在のところ調査はしていないというのが現実でございます。

○山本香苗君 今後調査する予定はあるんですか。

○政府参考人(遠藤純一郎君) 大学入学資格の在り方につきまして、いずれにしましても、今後、様々な観点から引き続きいろいろ検討していかなければならないということは、思っております。また、そういった検討の中で、もしそういったような調査が必要であるということになれば、御指摘の調査についても検討させていただきたいと、こう思っております。

○山本香苗君 いや、必要だと思ひます。是非やっていただきたいと思うんですが、聞くところによりますと、半数ぐらいだというふうに報道等には出ておりますけれども、国立大学も、この公立、私立のように各大学の自主的な判断にゆだねるという形はできないんでしょうか。そのできない理由についてお教え願ひますか。

○政府参考人(遠藤純一郎君) 一つ申し上げておきますけれども、この大学入学資格というのは制度でございますので、私どもは、今御指摘ございましたように、公立、私立で認めているということとでございますが、私どもは、国公私を通じて同じように、法令上の問題として同じように扱っていただきたいということは思っております。今の御質問の、個別に各大学で入学資格の審査

を認めるべきではないかと、こういう御指摘でございますが、この入学資格ということにつきましては、やはり、例えば高等学校という学校種類あるいは大学という学校種類、そういう学校間の接続の体系を明らかにすることによりましてそれぞれの学校における水準を担保するというものでございますから、やっぱり一定水準以上の確保が制度上求められると、こういうことで入学資格というのを法令上決めておるわけでございます。

大学入学資格につきましては、学部段階の教育は初等中等教育段階における学習指導要領を踏まえた体系的なカリキュラムに基づく基礎的な学力の修得を基礎に展開されるものということでございますので、その修得がなされているかどうかという判断につきまして、入学資格として高等学校の卒業あるいは大学入学資格検定の合格といった統一的な取扱いをすることが制度として求められていると、こういうことでございますので、大学入学資格の取扱いにつきましては、制度ということでございますので、各大学の判断にゆだねていないというのが現状でございます。

○山本香苗君 済みません、ちょっとよく分からないんですが、アジア系の学校を排除すると聞いたときに何となく恐ろしい感じがしました。意図的、意図的でないにしろ、結果的に民族の違いで排除をされている。何と表現したらいいのかわからないんですが、こうしたことを教育をつかさどる文部科学省が対応案という形であれ出してこられていらっしゃる、その何か恐ろしさというものをちょっと感じております。

この改正自体は行政裁量で行えて、今月末までに行うというふうにおっしゃっていらっしゃるわけですが、三月十三日、我が党は申入れを大臣に行わせていただきました、こうした改正は絶対に容認できないと。何とぞ再考の上、アジア系の外国人学校の卒業生に対しても認めるために必要な措置を講じていただきたいんですけれども、最後に大臣に一言いただきたいと思っております。

○国務大臣(遠山敦子君) この問題につきまして、確かにいろんな考え方がございます。私どもも、総合規制改革会議からの答申の中でのゼインターナショナルスクールの人を認めろということであったかといえますと、近年、外国からの対日投資の増加などがある中で、日本に中長期的に滞在する、ずっと住んでいるということではなくて中長期的に今滞在する外国人が増えているので、対日投資などを増やすというような角度からは是非認めてくれというようなことがあったわけでございます。

大学への入学資格につきましては、本当に長い間、外国人学校をどう扱うかということについては三十年来の大きな課題になっておりまして、もうそのことについて大変大きな決断をしたのが平成十一年でございます、すべての外国人学校の在学者というのは大学入学試験を、大学入学の検定試験を受けることができるというふうな制度を開いたわけですね。

ですから、これは私は、国際的に、大体バカロレアに通っている、国際バカロレアに通っている、あるいはフランスですとバカロレア、フランスのバカロレアを通じていないといけない、ドイツだとアビトゥアを通じていないといけない。したがって、国際的には日本の今取っている制度というのは国際水準になっているわけですね。

規制改革会議は、更に一歩踏み込んで、そういう対日投資というふうなこともあるので認めたらどうかということであったわけでございまして、しかも一定水準の教育を受けている人についてそういうのを認めるということであったわけでございまして、対応案を作ってもらいましたときには、じゃ一定水準というときにやはり国際的な認証機関が認めたのいいのであろうということ、それを一つの手段にしたわけでございまして、ですから、そのときには特にアジア系を除く

などというふうなことを、考えはなかったわけでございます。結果的にそういうことになったということで、私も、これはなかなか大きな問題も絡んでいるなという気もいたしております。

一定水準の教育を受けたというのにもちゃんとこたえながら、制度として、それぞれの国際的な動きというのとも考えながらやっていく、あるいは諸外国で日本人学校の学生たちがどう扱われているかというのがありますし、いろいろなことを考えなくちゃいけないわけでして、その意味で、私としては、この点については考えていきたいと思っております。

いずれにしても、まだ結論を得ておりません。十分によく考えていきたいと思っております。

それから、アジア系すべてアウトというふうな何か報道されたようでございますので、よく聞いてみましたところ、国々としては、韓国系、それが二校、それから台湾系が二校、インドネシアが二校、それから北朝鮮、これが十二校ということでございまして、アジアすべてについてノーと言っているのではないわけでございまして、それから、それ以外にもクリスチャン系とか、つまり認定を、認定機関から認定を受けていない学校、学校といいますが外国人学校ですね、そういったものが幾つかあるという状況でございます。

そういったことをすべてよく考えた上で、これについては更に検討を重ねていきたいと思っております。

○山本香苗君 是非、大臣の今おっしゃってくださったとおり、しっかりと検討していただきたいと思っております。

次に、教育基本法につきましてお伺いいたします。本日のお昼に、先ほどおっしゃられたとおり、中教審の最終答申が提出されたとお伺いしました。その答申を受けての文部科学省としての御所見、また中間報告とどういった点が具体的に大きく違うのかというのも含めて御答弁いただければ

と思っております。大臣にお願いします。

○国務大臣(遠山敦子君) 教育基本法、昭和二十二年に制定されてから半世紀以上たちまして、これまでの間の大きな社会の変化というふうなことがありまして、今新しい世紀を迎えた中で、教育がどうあったらいいかということについて、教育の根本にさかのぼって考えていただくということで諮問をいたしました。その諮問を受けて、中央教育審議会におきましては、一年三か月にわたって大変熱心な御議論が繰り広げられたと承知いたしております。本日、その御審議の成果を答申という形でおまとめいただきまして、お昼にちようだいをしたところでございます。

これは、その内容についてはこれから正にきちりとよく読み込んで、そしてその答申でうたわれております教育基本法の改正、そして教育振興基本計画の策定といったようなことにこれから取り組んでまいらねばならないというふうには思っております。私としましては、今日いただいた答申というものを深く受け止めて、その実現に向けてこれから対応していきたいということでございます。

もちろん、教育に関する根本法にかかわることでございますから、本当に知恵を絞って法文化するときによく考えてやらなくてはならないわけでございますし、また当然ながら与党の間でできっちりしたお話し合いというのにも必要かと思っておりますし、また諸情勢のこともよく考えましてこれからの対応についてはしっかりとやっていくと、こういうふうな思っているところでございます。

○山本香苗君 私個人としては、やはり教育の低迷というものが危惧される中で、今この教育の基本中の基本であるこの基本法を手にとって見直すという作業は、教育に関する国民的議論を喚起する上で大変意義深いことだと思っております。ですから、具体的な改正の是非というのはまた別の話として、大いにその議論はしていきたいと思っているわけでございますが、まず今回の見直

しの大枠について、ちょっと確認というか、認識の確認をさせていただきたいと思うんです。

憲法というのは国の形を定めているもので、その国を支える人をつくる、それが教育であって、それを法律に定めたのが教育基本法。となつてきますと、国の在り方を決める中で教育の在り方も決まってくる。今、憲法は変わっていない状況なわけで、そうした中で教育基本法を見直すってどういう改正になるのか、どういう見直しになるのかなどと思つていたわけなんですけれども、その中に現行の憲法を前提としてわざわざ明記してある。ということとは、この今回の見直しというのは現行憲法の枠内であつて、現場で実際もう行われているそういったことを追認していく、もつとやりやすくするために追認する、若しくは新しい時代の流れ、社会の流れに合わせて見直す程度のものであつて、憲法の改正のてこになるようなものではないと思うんですけれども、その認識で正しいでしょうか。

○国務大臣(遠山教子君) 教育基本法の見直しにつきまして、中央教育審議会におきましては、日本国憲法を前提としながら、教育基本法の前文から各条文にわたるまで幅広く検討を行つていただいたわけでございます。

その結果、現行法に示されております個人の尊厳あるいは人格の完成、平和的な国家及び社会の形成者など、今の教育基本法を貫く根本的な理念というものは当然踏襲するわけでございまして、これは憲法の精神にのつとつた普遍的なものというところで今後とも大切にしていこうことは当然であるわけでございますし、今日いただいた答申にもそのように書かれていっていると思ひます。

それは前提としながら、二十一世紀を切り開いていく心豊かでたくましい日本人の育成という角度から、今日、大変重要になっている幾つかの点というものについて今回御指摘いただいたんだと思ひます。

したがいまして、当然ながら現行憲法の枠内といひますか、それをベースにした上で、今の基本

法の基本理念といひますか踏襲すべきものというのはしっかり引き継いだ上で、さらに今、新しい時代になつて、なろうとしているときに、必要なものについて更にあるのかどうかということをしつかり見極めていただけたものだと思います。

その中で、信頼される学校教育の確立でありますとか、あるいは知の世紀を担つていく大学の改革の推進でありますとか、あるいは家庭の教育力の回復、さらには公共の精神、郷土や国を愛する心、伝統文化の尊重などといった教育の理念あるいは原則といったものを明確に、より明確にしていく。そのために教育基本法を改正する必要がある。ということが指摘されているところであります。

○山本香苗君 だとしますと、今、最後にいろいろな新しい理念をおっしゃつてくださったが、よく言われるように、例えば教育理念に国を愛する心を盛り込むことによつて戦前の国家主義に回帰することになるんじゃないかということとは、もう一切危惧しなくていいということですか。

○政府参考人(近藤信司君) お答えいたします。我が国の今回の中央教育審議会の答申でも、もちろんそこそこは大いに議論があつたわけでございます。中間報告でも、また今回の答申でも、国を愛する心ですとか、伝統文化を尊重する心が、そういった全体主義とかそういったものに、あるいは偏つた偏狭なナショナリズムと申しましようか、そういうものにならないように、それはならないことは当然のことであると、言うまでもないことであるけれども、そういうことは十分に意識して議論がなされておりますし、またそれを今回明記することが決して先生御指摘のようなことにはつながらないものと中教審は考へて審議をしてまいつたつもりでございます。

○山本香苗君 じゃ、何で答申に国家至上主義的な考え方や全体主義的なものになつてはならないといった断り書きが入っているんですか。

○副大臣(河村建夫君) 私も昨年十月、副大臣に就任して以来、審議会の審議のあるときはできる

だけ出席をしております、今御指摘のような議論がありました。一方の方は、もうこの時代にこういうことを言う必要はないんじゃないかという御意見と、しかし今大事な改正をしているときに国民の皆さんにやっぱり真意を伝えたい、こういうことじゃないんですよという真意を伝えたいという意味もあつて最終的に残つたものであります。

したがって、これは最終的には法律になつて出てくるものでありますから、そのところを配慮したものが出ていくべきであらうということで、やっぱり真意が誤解されてはならないと。正に国家主義、全体主義にならないようにという思いで我々やつてきたんだということをやっぱりちゃんとたつておいて、そしてそれを踏まえて法案化をお願いしたいということがあの答申であると、このように考へております。

○山本香苗君 仮に、その国を愛する心というのは法律に規定した場合、特に教育の現場、また将来育つていく子供たちがどういふふうに変つていくか、そうしたこと、どういふ変化があるか、それをどのように想定していらつしやるんですしうか。

○副大臣(河村建夫君) 国を愛する心ということになりますと、「自らの国や地域の伝統・文化について理解を深め、尊重し、日本人であることの自覚や、郷土や国を愛する心の涵養を図ることが重要」と、こういうふうに書いてあるわけでありますが、答申に述べられておるのでありますけれども、これから文部科学省といたしまして、その答申を踏まえてこの改正をやっていくわけでございますが、その教育基本法が改正された場合に、その趣旨がやっぱり教育全体、教育制度全体に生かされるように学校教育法などの関係法例の関連する規定あるいは学習指導要領などについて見直しを行うということ、これはそういうふうな形で変わっていくんではないかというふうに考へております。

○山本香苗君 国民の方々に誤解してほしくない、真意を伝えたいと。やっぱり具体像をばつとこう、どういふふうに変わるんだというところが見えると教育基本法を変える意義があるんだなつて感じていただけるんじゃないかなと思うんです。

私自身は、そもそも国を愛する心というのは、自分の町とかふるさと、そうしたものを愛する郷土愛、その延長線上にあるものだと思うっておりますし、別に法律に規定しなくても個人が養つていくとか生まれ育つてくるものじゃないかなと思ひますので、法律に規定するという、その必要性というものは余り感じていないわけでございますけれども。

最終答申の中に一つ言葉が抜けていたんですね。日本人としてのアイデンティティーというのが中間報告にはあつたんですが最終報告には抜けていたわけなんです。

で、私は中間報告をいただいたときに、日本人のアイデンティティーって何なんだらうって、すごくよく考へていたんですね。ある松本健一さんという方が「開国のかたち」という本の中におきまして、政治は制度や法を作るが、日本そのものは作らないと。日本そのものを作るのは最後のところで、民族の精神的アイデンティティーなのであるというふうな指摘をしていらつしやつたんですね。要は、日本人のアイデンティティーとは何か、それを深く突き詰めて考へて構築することなくして、幾ら法や制度を変えたとしても、日本という国の国家デザインというのは描けないんだということだと思ひますけれども、そう考へていくと、私たちは、法律をいじつたり制度をいじつたりと、そういうことをする前に、日本人としてのアイデンティティーというものをしっかりと考へるべきじゃないかなと思ひつたんです。

この点、中教審ではどういふふう具体的に議論なされてきたのか、また大臣はこの日本人のアイデンティティーというものをどういふものだと考へていらつしやるのか、教えていただきたいと思ひます。

○政府参考人(近藤信司君) 前段の審議の経過につきまして、私の方から御説明させていただきたいと思ひます。

先生御指摘のように、昨年十一月の中間報告では、「世界に生きる日本人としてのアイデンティティを持つことがますます重要になる。」と、このような記述がございました。

その後、中教審で、この表現をめぐりましてはいろんな議論がございました。例えば、この言葉は言葉としてあいまいであり、やはり日本語として、片仮名でなくて日本語として表現できないであろうか、あるいは、むしろアイデンティティという言葉を使うよりは、率直に国や郷土を愛する心ですか、伝統文化の尊重と、こういった言葉で表現をすべきではないかと、こんな御意見もございましたし、また、これはたしか有識者からのヒアリングであつたかと記憶をいたしてありますけれども、アイデンティティという言葉は、通常、政治的なニュアンスを伴うものであり、特段の政治的意図がないのであれば余り使わない方がよいのではないかと、このような御意見もいただいたところでございます。

そういったことを踏まえまして、本日提出されました答申では、あえてアイデンティティと、こういう言葉を使わずに、具体的には、国際社会を生きる日本人として重要な資質としての内容を示すこととし、例えば「自らの国や地域の伝統・文化についての理解を深め、尊重する態度を身に付けることにより、人間としての教養の基盤を培い、日本人であることの自覚や、郷土や国を愛し、誇りに思ふ心をはぐくむこと」と、このように記述をされたところ、こういったような審議経過があつたわけでございます。

○国務大臣(遠山敦子君) このアイデンティティという言葉がなかなか明確な日本語では表しにくいということで、最終の答申からは降りました、使われなかつたわけでございますけれども、アイデンティティというのは、これは国語研究所においても悩んでいるところだそうでございま

す。

でも、簡明に言えば、私は日本人としてのアイデンティティというのは、日本人であることによつて立つところといひますか、あるいはよりどころというふうなものではないかと思ひます。それは中にあるとなかなか分らない面がございすね。外国に出ると、山本委員もトルコにお住まいでございましたが、私もあそこについて初めて日本人としての自覚というものを更に鮮明に持つたということがございます。

この国の風土であり、文化であり、歴史であり、そして人々の持ついろんな特性、そして今の社会構造も含めて、あるいは国旗・国歌に象徴されるかもしれないし、そういったものを、要するに自分は日本人であるということのよりどころ、それらを総称したものがアイデンティティではないかと思ひます。

○山本香苗君 ちょっと通告していませんが、国を愛する心と先ほどから何回か言わせていただいたんですが、国を愛する心と愛国心とは同じものなんですか。

○政府参考人(近藤信司君) 同じものだと認識をいたしております。

○山本香苗君 表記を変えている意味は。

○政府参考人(近藤信司君) 学習指導要領におきまして、国を愛する心という記述をいたしております。愛国心という言葉はめぐりましては、過去、これまたいろんな議論があつたわけでございまして、中央教育審議会といたしましては、あえてそういう議論の場、枠と、外と申しましようか、そういうことを呼び起こさないように、大切なことは国を愛する心を青少年にきつちりと涵養したいということでございまして、そういう言葉を使われたものと理解をいたしております。

○山本香苗君 ありがとうございます。

○畑野君枝君 日本共産党の畑野君枝でございます。

遠山文部科学大臣にまず伺いますが、先ほどか

らもお話がありましたように、今日、三月二十日、昼前に、アメリカ、イギリス軍などによつてイラクに対して大規模な軍事攻撃が開始されました。

この間、地球的な規模で広がった平和の願いを踏みにじり、国際法にも反する無法な戦争は決して認めることはできません。あわせて、即時中止を求めるものでございますが、小泉首相は、先ほども本会議がございましたけれども、この戦争に直ちに支持を与えました。憲法九条を持つ国の政府として、私は本心に恥ずかしい態度表明だといふふうに思ひます。

特に、私の住んでおります神奈川県、これは小泉首相の地元でもございますが、横須賀を母港とするキティホーク、空母戦闘群のミサイル巡洋艦カウペンズが、NHKの報道でも、イラク攻撃の第一波の攻撃で巡洋艦ミサイル、トマホークを少なくとも十発発射した。正にこの日本がこの攻撃の支援をする拠点になっている、こういう事態でございます。

私は、その攻撃の報をこの文教委員会が昼休みの休憩に入つたときに聞きまして、本日に日本の青い空と併せて、イラクにいる人々あるいはそこに住む子供たちはどんな思いでいるかと、本日に悲しみを、そして怒りを覚えたわけでございす。

今、日本の若い人たちは、本日にこの平和の問題で真剣に考える、二十一世紀はどの国とも本日に仲良くできる、そういう国づくりに参画していきたい、こういう声が大きくなつていっているわけで

私は、子供たちの未来を担う教育に携わるその大臣として、こんなことでいいのかと。私は、小泉総理、それは違うと言ふべきだと思いますし、アメリカやイギリス軍などには、直ちにこんな無法な戦争は中止すべきだといふふうに求めるべきだと思いますが、いかがですか。

○国務大臣(遠山敦子君) 平和を願う気持ちというのはいくつての心ある人々、世界の人々は共通だ

と思ひます。その平和を達成するために、これまでも様々な形での外交努力が行われ、国連での議論も行われてきたわけでございますけれども、イラクにおける大量破壊兵器の廃棄というものがなされなかつた、あるいは国連決議が無視されてきた等々の様々なイラクにおけるこれまでの行き方というのに対して制裁を加えようということ、今回、アメリカが攻撃に踏み切つたのだと思ひます。

それは誠に苦渋のうちの選択であつたと思ひますし、総理御自身も私は苦渋の選択でありながら、国際協調というものをしっかりとやってきたけれども、それが功を奏さなかつたときに、やはり日米同盟ということ、日本の国益というものを考えて今回の決断をされたと思つております。平和を願うという気持ちは、総理の談話の中でも、この攻撃が一日も早く終わるようになつていふようなくだりもあつたように思ひます。

そういうことで、日本としては、大量破壊兵器の拡散を許さないという立場に立てば、私は、今回の総理の決断というものは今の日本にとって必要なものであり、閣僚の一人として私はそれをやはり支持をするという立場にあるわけでございす。

○畑野君枝君 今の御答弁は文部科学大臣としての資質にもかかわる御答弁だといふふうに私は思ひます。

正に、大量破壊兵器の廃棄のためには数か月の査察延長が必要だといふ国連の調査団の報告、それをも断ち切つて力づくで開戦をしたということでありま

私は、教育というのは平和でなければならぬ、こういう点でもきつぱりとこの批判をし、中止を求める、このことを申し上げておきたいと思ひます。

さて次に、世界の国際化の流れの中で、先ほどもお話が出されましたけれども、アジア系学校の大学入学資格問題でございます。

学校評価機関が認定した外国人学校の卒業生には認める一方で、アジア系学校の大学入試資格が除外されようとしているということが大きな問題になっております。その点で、既に、子どもの権利条約の子どもの権利委員会の最終見解の懸念事項で高等教育への不平等なアクセスの問題が指摘されてまいりました。

この点について、どのように対処されてきたのでしょうか。

○政府参考人(遠藤純一郎君) 私ども、いろんな施策を進めていく上ではやはり国際的な条約に反するということがあってはならないと、こう思っておるわけでございます。

今御指摘のように、児童の権利に関する条約、市民的及び政治的権利に関する国際規約等におきまして人種等によって差別をしてはならないという旨の規定がなされておりますけれども、私も、大学入試資格の問題につきましてはこれに反するような取扱いとはなっていないと認識しております。

○畑野君枝君 差別をしてはならない、不平等なアクセスがあつてはならないというふうに懸念をされてきたわけでございます。今申し上げましたように、欧米系はよくてアジア系は駄目だ、正に差別が起きているわけです。ですから、それはもう本当に御回答にならない対応だというふうに言わなくてはならないと思います。

実際に伺いますが、アジア系の学校が大学入試資格を得られないのは、それではなぜなのでしょう。

○政府参考人(遠藤純一郎君) この問題、最初に先ほど大臣から別な形で御答弁がありましたけれども、昨年の三月の閣議決定におきまして、その前の総合規制改革会議の答申を受けておるわけでございますが、その閣議決定におきまして、「インターナショナルスクールにおいて一定水準の教育を受けて卒業した生徒が希望する場合には、我が国の大学や高等学校に入学する機会を拡大する。」という閣議決定があつたわけでございま

す。

この閣議決定を受けまして、私も、これをどうするか。「一定水準の教育」ということでございいますから、やはりそれは客観的にそうならないけれども、客観的にそうならないと、国際的な評価団体によって一定水準にあるとの評価を受けている学校を卒業した人につきまして入学資格を認めるということにしたわけでございます。

したがって、御指摘のように、現在その認定団体三つあるわけでございますけれども、これまで英語での申請というか、そういうことであつたということで、結果としてはアジア系の学校が現在も認定をされていませんし、そういうような状況になつていまして、これはございまして、そういう認定する団体がこの三団体ということでございまして、結果的にそうなつたということで、このように受け止めておるわけでございます。

○畑野君枝君 結果的というのは本当にひどい話じゃないですか。閣議決定だからといって、言われたものはやめて言われなかったものはやらなかったというの、一体、文部科学行政としてどういう主体的努力をしたのかというのは問われるんじゃないでしょうか。

ましてや、懸念まで言われてきたと、国際的にも韓国や朝鮮学校のことを具体的に名指しされて言われてきたわけでございます。中華学校を始めいろんな、私も横浜に住んでおりますけれども、いろんな国の子供と一緒に同じ地域で学び、交流しているわけでございます。

なぜ、じゃ、アジア系は駄目なのか、何の具体的なお話も今ございませんでした。この差別をなくしていく、そのためにそれではどうしたら大学入試資格が取れるようになるんですか。具体的な調査をして具体的に文部科学省としてこういうふうによればできますよ、そういう主体的な取組が現場の声を聞くことも含めて必要になつているときじゃないんでしょうか。その点、いかがですか。

○政府参考人(遠藤純一郎君) 大学入試資格の問題につ

きましてはいろんな経緯がございまして、平成十一年に大学入試資格の検定規程を改正をしまして、外国人学校の卒業生も含めて満十六歳以上の人は広くこの大学入試資格検定の受験ができる。これに通りますと大学への入学の資格が、受験資格を得るということにしておるわけでございまして、一般的にはそういうことで対応をしてきたということでございます。

そして、今回こういう閣議決定がございましたので、それに対応をするということで国際的な評価団体による評価ということに着目をしたわけでございまして。

○畑野君枝君 だから、お答えになつていないわけですか。

どういうふうにも、じゃ、文部科学省としてやれば、検定試験の問題じゃないというふうには生徒さんたちは言っているわけですよ。だって、欧米系はそれはいいと、しかしアジア系は検定試験でございまして、これ正に差別じゃないですか、差を付けているということになるわけじゃないですか。だから、どうしたら、さっきのイラクの話もそうだけれども、子供たちに罪はないわけだから、すべての子供たちが教育を受けられるようなきちっと整備を文部科学省としてするべきでしょう。手を差し伸べるべきでしょう。

そのためにどういう調査をやされているんですか。具体的に、朝鮮学校や韓国、あるいは中国、いろんなそういうところに行かれて調査されているんですか、局長さん。

○政府参考人(遠藤純一郎君) 入試資格の問題として今私が何回も繰り返して言っているようなことでございまして、そして、この私も出しました対応案、これにつきまして、御指摘のような御意見も含め、いろんな意見がございまして、現在、対応案につきましてパブリックコメントを実施している最中でございまして、このパブリックコメント等を十分受け止めて、この対応案、どうするかということについて検討をしたいというところでございます。

○畑野君枝君 調査については、調査しているんですか。

○政府参考人(遠藤純一郎君) 立ち入つての調査というのはしてございません。

○畑野君枝君 文部科学大臣に最後に伺いますけれども、そうした具体的な実態調査も含めて、日弁連人権委員会からも勧告がずっと出されてまいりましたし、あるいは子どもの権利条約を含めて国際的にも指摘されているわけですから、国際的にも懸念されることのないようにアクセスの機会をほかとも併せて進めるべきだというふうに思いますが、いかがですか。

○国務大臣(遠山敦子君) そういったことも含めまして、今、検討をいたしております。

○畑野君枝君 是非進めていただきたいと思ひます。寄附の優遇税制の問題などの差もあるということも出てくるわけですから、広く検討をしていただきたいと思ひます。

さて次に、教育基本法につきまして、今日、中教審答申が出されたわけでございます。私は、この間の中教審の審議の経過、いろいろと見せていただきまして、いろいろな問題が含まれているというふうにも思っております。また、いろいろな声が出されているわけでございます。

この点で、文部科学大臣としてはこの答申を受けてどのようにされるおつもりか、まず最初に伺います。

○国務大臣(遠山敦子君) 答申、先ほどいただきました。

私は諮問をいたした立場でございますので、審議のこれまでの詳細を会議に出て聞くこともありませんでしたし、今日受けました答申というものを十分吟味して、そして、それらの言葉に恐らく盛り込まれたそれぞれの委員の方々の英知というものもしっかりと受け止めて、今回の答申によれば、教育基本法について必要な改正を行うべしということ、そして教育振興基本計画の具体化に向けてその策定をしっかりやれというような中身であるようにござつと拝見しておりますので、そのこ

とをこれからしっかりと対応していきたいと、そういう考えでございます。

○畑野君枝君 今日出されたわけですから、私もじっくり吟味をしたいと思いますが、吟味をすればするほどいろいろな疑問点、問題点が出てくる。私は、これは法制化はやるべきだというふうに思っているわけですね。

まず、今回の、教育基本法改正という答申が出されているわけですが、そもそもその改正の国民的な合意というのはなされてきたのか。この点につきましては、今年の三月四日に二十五の教育学会の、教育関連の学会、正に教育問題を深く研究されている皆さんですが、そこから教育基本法の見直しに対する要望が出されてまいりました。その中では、審議の中止を含めて出されてきたわけでありまして。こうした教育関連の学会二十五の皆さんの要望についてどのように受け止められるでしょうか。遠山大臣あてにこの要望は出されているわけですか。

○国務大臣(遠山教子君) 今の御指摘の要望書は教育学関連の学会有志の方からいただいたというふうになっておまして、国民の中での様々な団体あるいは国民の皆様からの御意見の一つとして、私は、答申の取りまとめに当たって参考にさせていただいたものと考えております。

○畑野君枝君 国民的な合意がされているのかという点について、この二十五の教育関連学会の要望は大変な懸念を言っているわけでありまして。

それで、そもそも本当にその国民的な合意の下で進められてきたのかということでありましてけれども、この間、日弁連の意見も昨年十二月六日には出されてまいりました。そして八月、これは昨年の八月二十二日ですけれども、PTA全国協議会の学校教育改革についての保護者の意識調査では、教育基本法について、本文を見たことがなく内容もよく知らないという方が四三・三%、見たり聞いたりしたことはあるが内容はよく知らないという方が四〇・九%、合わせますと八四・三%が内容はよく知らない、こういう状況であります。

す。知らないものをいいのかわいのかということも言えないわけでありましてね。

じゃ、そういうことを周知徹底する努力を文部行政が、文部科学行政がされてきたのかということでありましてけれども、この点につきましても白書というのが出されてまいりましたね。これは白書の話ということで財務省印刷局が発行しているのを見せていただきましたけれども、内容は、政治、経済、社会の実態及び政府の施策の現状について国民に周知させることを主眼とするものであるというふうになっております。全部、私、調べてみました。ずっと、一九五三年度から毎年ずっと出されてきておりますけれども、一九五三年に若干書かれて、後はもう本場に一言あるいは全く書かれていない。見出しに載ってこないということ、じゃ、いつ割と長めに書かれて説明されているのかといったら、二〇〇二年、教育改革国民会議報告を踏まえて中教審に諮問を行ったその年になって、つまり見直そうという、在り方について考えようというときになって初めてといった感じにもう載ると。

だから、そういう点では、国民的な合意を取る以前に教育基本法そのものを本場に国民が分かる、それに基づいて教育が進められるという状況になってきたのかということをお私是指摘しておきたいというふうに思います。

教育関連学会の意見は様々な御意見の一つのことではないかと、正にこの教育問題を深く研究している人たちが、重く私は受け止めていただきたいというふうに思います。いかがですか。

○政府参考人(近藤信司君) この意見書も当然中央教育審議会の基本問題部会等にお示しをし、こういった意見ももちろん参考にしながら御議論をいただいたわけでございます。私もこの要望書を見させていただきまして、ここに書いてある意見はそれ以前からも、例えば私どものときにもありますとか、あるいは一日中央教育審議会を昨年の暮れに全国の五会場で実施をいたしました。そう

いったときにも、これと類似のような意見も出てきたわけでございます。そういったものもろの意見も十分中央教育審議会におきましては参考にしながら、平成十三年の十一月の諮問以来、大変な精力的な御審議をいただき、昨年の十一月には中間報告をまとめ、そして、本日、答申をいただいた、こういうふうな理解をいたしております。

○畑野君枝君 そういう点では、「我が国の文教施策」から「文部科学白書」に変わる中で、それが本場にきちっと取り組まれてきたのかということも私、吟味する必要があるというふうに思っています。

さて、次に、本日の答申につきまして伺いたいたしますが、国を愛する心ということが言われております。この国というのは何を指すのでしょうか。

○政府参考人(近藤信司君) お答えいたします。本日提出されました中央教育審議会の答申におきましては、これからの新しい時代においては、「自らの国や地域の伝統・文化について理解を深め、尊重し、郷土や国を愛する心をはぐくむこと」は、日本人としてこれからの国際社会を生きていく上で、極めて大切である」と、このような指摘がなされているところでございます。

この記述の中で申し上げますならば、この国とは日本の国を指している、こういうふうに認識をいたしております。

○畑野君枝君 日本の国ということでございますが、それが今日、イラク攻撃を容認した政府を頂く日本の国というの含まれますか。

○委員長(大野つや子君) よろしいですか、今の御質問の答えは。

○政府参考人(近藤信司君) 先ほど申し上げたとおりでございます。

○畑野君枝君 つまり、イラクの攻撃を容認する政府を頂く日本の国も含まれるということですね。イエスカノーかで言ってください。

○政府参考人(近藤信司君) イラクを攻撃する云々ではなくて、とにかくここで申し上げてい

る、中央教育審議会の答申におきますこの文脈の中での国とは日本の国を指している、こういうふうに理解をいたしております。

○畑野君枝君 では、政府も含めて日本の国というのに入るんですか。

○政府参考人(近藤信司君) 政府もまた日本の国の一部という組織であろうと思っております。

○畑野君枝君 その政府が、先ほど私も本会議で小泉首相の報告を伺いましたが、イラクの攻撃を支持するということから、その政府を頂く日本の国ということになるわけですね。

○政府参考人(近藤信司君) そういうことであらうかと思っております。

○畑野君枝君 ということは、そういう国を愛せようということになるわけですか。そんなことが憲法上許されるんですか。

国を愛するかどうかというのは、その心というのは個人の問題ではありませんか。先ほど御質問の中で他の委員からお話がありました。個人の心にかかわる問題であります。その内閣を支持する人あるいは支持しない人、そういう国も含めて愛する心を育てるということになれば、これはもう重大な問題になるわけです。「思想及び良心の自由は、これを侵してはならない」、こういう憲法上重大な疑義のある問題に私は法律として入るべきではないというふうに思いますが、いかがですか。

○政府参考人(近藤信司君) お答えいたします。

中央教育審議会の答申におきましては、グローバル化が進展する中で、国際社会を生きる教養ある日本人として、その基礎となる、自らの伝統文化を尊重し、郷土や国を愛する心を持つことが一層重要になっている。そういうことから、郷土や国を愛する心について新たに、現行教育基本法に、いろいろなことが書いてございますが、それに加えて新たに規定することが適当であらうと。これが直ちに個人一人一人の思想、良心の自由というものを侵害することにはならないものと考えております。

○畑野君枝君 それはおかしい話でありますよ。

それでは、イラク攻撃を容認する政府を頂く日本国を愛さないという自由もありますか。愛さない自由もありますか。愛さない心の自由もありますか。自由があるのか。あるでしょう。国会議員やつていられないよ、この委員会。

○委員長(大野つや子君) 御答弁、御答弁いただけませんか、どなたか。

○副大臣(河村建夫君) 日本人として全員が右へ做え、日本の国を愛しますと、そういうことをこの教育基本法の中で言っていると私は、改正の問題で言っているとは思いません。

これは、日本がこれまで培ってきた歴史、伝統文化、そういうものでやっぱり日本人として意識をすること。だから、私は、日本人が嫌いだという、日本が嫌いだという自由もそれはあると思います。しかし、一方では、今、イラクを攻撃を容認した政府とおっしゃいましたが、一方では、あのオリンピック場、サッカー場で日本頑張れと言ったあの日本が好きなき若者もいると。

そういうふうを考えていきますと、私はこの考え方というのは広い考え方だと思いますよ。一概に限定してそこだけで見るとしようなのものじゃなくて、もっと、我々は日本人としてここに生まれて、ここに住んで、ここに死んでいく、この日本の国をどういうふうに愛していくか。そして、それは同時に、世界のいろんな国を愛することに繋がっていくと、国際化時代に必要な基本的な認識であろうと、こういうふうには理解をされているんですが。

○畑野君枝君 そうです。だから、いろんな考え方があるということなんです。国に対しても、それは日本の国というふうに一般的に言われましたが、いろんな要素が入ってくるわけです。

だから、それは本当に個人の自由であって、それを教育の理念というふうに掲げたらそれはやっぱり強制になっていく、個人の良心や思想の自由にかかってくるから私としてはこれは、答申は今日出されてしまいましたけれども、これは法律に

するべきじゃないというふうに私、言っておきたいと思うんです。

これについては、日本ペンクラブの会長である梅原猛さんが「論座」で、雑誌で言っていますけれども、一番愛国心が欠如しているのは政治家じゃないか。政治家は国のためと言いつつながら私利を圖っている。私の利益を圖っているという意味。公共事業は、公共というぐらいですから公共心がないといけないのに、政治家の利権のためにあるのではないかと疑いを国民はみんな持つております。上は、自分のやつていることは棚に上げてね。愛国心が足りないということとは、結局、自分たちのやつているでたらめな政治に対して文句を言わない、従順な国民をつくらうということ、それはとてもないことです。こういうふうに言っておられます。

正に、ペンを大事に、自由を、平和を大事にと言われている会長さんの発言というのは大変私は重いことであり、本当に深く受け止めてはならない発言だということに思っております。

ですから、先ほどの答弁聞いても本当にあいまいで、そういう点では法律上本当の吟味が、いいかどうかということとは、正に厳格にこれは考えていただかなくちゃいけない、こんなことを法律にするべきではないということをおし上げておきたいと思えます。

さて、次に伺いたいんですが、答申の中では教育振興基本計画について述べられております。政府全体としてこの計画を持つというふうには言われております。そこで、私は、これは大変な問題を持つていっているものだというふうには言わざるを得ません。

伺いたいんですが、教育基本法の十条に、なぜ不当な利益に服することのないようというふうには言われたのか、入れられたのか、その成立のときの趣旨について伺います。簡単に、短く。

○政府参考人(近藤信司君) 御指摘の規定につきましては、戦前の我が国におきまして、極端な国家主義的あるいは軍国主義的なイデオロギーによ

ります教育や学問の統制が行われたことの反省に立つて盛り込まれたものであろうと、こういうふうには理解をいたしております。

○畑野君枝君 正にそうでありますね。

それで、それはどういふことか。私も、これは参議院の調査室から作っていた「教育基本法資料集」というのも読ませていただきましたけれども、当時の議会の中でもこれはきちんと書かれております。「不当な支配に服することなく」とは、教育が国民の公正な意思に応じて行われなければならないことは当然であるが、従来、官僚とか一部の政党とかその他外部の干渉によつて教育の内容がゆがめられてきた。そこで、そういう単なる官僚とかあるいは一部の政党というのみでなく、一般に不当な支配に教育は服してはならないのであり、ここでは教育権の独立ということについてその精神を表したというふうには、議会の中で当時言われてきたわけでございます。

そして、私、当時、「教育基本法の解説」というのが出されました。今、復刻版が出ております。「いま、読む「教育基本法の解説」」、これは一九四七年に教育法令研究会という、当時の文部省調査局長辻田力、東京大学教授田中二郎の二人を顧問として調査局審議課のメンバーが集まったものでありまして、その点では教育基本法制定の最初からその事務に当たつてきた文部省事務官安達健二君が筆を執つて取りまとめた本であります。

さらに、文部省調査局参事として本法制定に関係の深かった東大法学部教授田中二郎氏と、本法制定の所管局長であった私、というのは辻田氏のことでございますが、私とが監修したものであるというふうには言っているものであります。

そこでは、なぜこの十条、「不当な支配に」ということが言われたのかということ、本条二項は、第一項の国民と教育との関係を基礎にして、教育行政の任務とその限界を定めたものである。従来、教育行政官は、中央集権的な教育行政制度の運営者として、教育が国民全体に対し責任を負うという自覚に欠け、独断的傾向が強かったので

ある。将来においては、国民の名をかりて不当な影響が教育に介入するおそれがある。教育行政官更は、かかる不当な支配が教育に入らないよう教育を守らなければならないのである。教育の目的を遂行するに必要な諸条件の整備確立というのは、さきに述べた教育行政の特殊性からして、それは教育内容に介入すべきものではなく、教育の外にあって教育を守り育てるための諸条件を整えることにその目標を置くべきだといふのであるといふふうに述べておられるわけでございます。

私は、この当時、一九四七年、正にこの教育基本法の立法趣旨、それを具体的に書かれてきた、そういう点では第一級の文献だといふふうに改めて読み直しをさせていただいたわけでございます。

そういう点からいいますと、正に教育振興基本計画、教育行政から更に政府全体が、しかもその中身というのは国を愛する心をはぐくむ教育の推進など教育内容への介入である。さつきも私もなきちつとした御答弁いただけなかったですけれども、そんなあいまいなこととは、思想、信条、内心の自由の問題にかかわる、そういうことを盛り込む。正にこれは教育基本法の趣旨そのものがやつてはならない。そして、それを教育基本法に根拠を規定する、中身は後でお任せ、閣議決定、こんな白紙委任というのはないじゃないかということ、こういう点から、時間が参りましたので、法制化はやめるべきだということを私は強く重ねて申し上げまして、質問を終わります。

○山本正和君 今日は、朝から大変委員の先生方のすばらしい御質問を聞いておりました、やっぱり国民の前にもうちょっと文教委員会の宣伝と言つたらおかしいけれども、こういう議論をしていふよというのをやっぱ何と聞いていたのだきたいと、こういう気持ちで一杯でございます。

ちよつと初めに、私、質問に入る前に、先ほどから、大仁田先生から、午後になって総理のお話がありましたから、ちよつとそれに触れて感想と、それからもしもお答えができたからお答えいた

さつき言われたけれども、なぜ大仁田先生に子供たちが寄るかといったら、彼が生きてきた生きざまなんですよ。それにみんなが従うんでね。

それは、先生に学問を付けなきゃいけない、と同時に、こういうことをしたかといったら、校長先生といったら、村の村長さんか校長先生かというぐらい社会的地位も高かった。待遇もいいんですよ。待遇も、大工の日当が一円五十銭のときに、初任給は訓導で四十五円ですよ、三十日分。ところが、校長先生はその倍もらっているんですよ。いや、倍じゃなくて六十円ぐらいですね。それだけの待遇を今校長先生にしていますか、正直言つて。だけれども、それは別です。要するに、それぐらい明治の時代には校長を大事にし、学校で子供たちを教えるための先生を国として大事にしようとしたんです。

ところが、戦争に負けたときに、私もその中で頑張つてちよつとやり過ぎたけれども、日教組を作つて、教師は労働者だなんてやつちゃった。私はそのときに、実は、昭和三十年に、どこか、大学の先生と長く付き合ひが多かったから、特に東大が多かったんだけど、随分議論して、先生は労働者じゃないと私やつて、みんなから総スカン食らった。

そういういろんな経過はありますよ。ありますけれども、まず何よりも大事なことは、そういうことを国の方針として、私は思うけれども、戦争に負けたときの危機と今の日本の危機とはよく似ていると思う。経済状況は違いますよ。しかし、心の貧しさは今のほうがもつと貧しいような気がするんですよ。それを、何をしなきゃいけないかという、私は文部省の責任たるや極めて大きいと思う。国会というところは、国会議員というのは主権者たる国民の代表ですから、政府をしかるのが仕事です、私たちの。総理大臣だろうと私どもはしからなきゃいけない、国会議員というのは。ところが、国会議員がこのごろ総理大臣をしからぬものだから、ちよつと小泉さんも少し何かこう、ちよつと大丈夫かなというふうな気になつて

きたんだけれども。国会が国会の機能していないことは確かに私どもの責任ですよ。私は、まず文部省にしつかりしてほしい。

そこで、質問です。文部省の任務を定めているのはどういう法律ですか。

○政府参考人(結城章夫君) 文部科学省設置法でございます。

○山本正和君 そこで、これはお配りしてなかったんかいな、文科省の設置法について。これは、文科省の設置法というのを作つたのは、これはいつですか。最初、元文部省。

○政府参考人(結城章夫君) 文部科学省は平成十三年一月にできておりますけれども、その前の文部省設置法は昭和二十四年にできております。

○山本正和君 実は、その前に、戦争に負けて、占領軍によって我が国はこうせいあせいとみんな言われて、そして、例えば教壇におつた教員もあるいは役人の皆さんもパージ食らつて辞めさせられたり、もうしよつちういろいろなことがあつたんですね。そのときに文部省無用論があつたことは御存じですか。

○政府参考人(結城章夫君) まだ生まれておりませんでしたので、存じておりません。

○山本正和君 実は占領軍が文部省をやらぬとやつたんですよ。大変な圧力をかけた。その当時、そして教育刷新審議会もいろいろあつて、これはやつぱり文化省にしようという話だった。あとは中央教育委員会にしよう。中央教育委員会と文化省にしよう。大臣は元々文化庁が出身だから、本当は文化省にした方がよかったのかもしれないけれども、だけれども、要するにそんな時代があつたんです。そうしたら、今でこそもう日教組といつたら、この前から聞いておつたらもうほろくそに言われているけれども、日教組を使つて占領軍に陳情させたんですよ、文部省は。そして、日教組が一生懸命占領軍に陳情するものだから、占領軍がストップというやつをやめた。これは歴史に残っておりますから、一遍調べておいてくださいよ、本当に。きちつとあるんですから、歴史

に。かつては、戦争に負けてもそれぐらいのいろいろな思いがあつた中で戦後教育というものが作られた。私は、そのところを、やつぱり原点を忘れてはいけない。

今、ここで文部省の任務を定めた文部省設置法ができました。できたときの文部省の任務というやつと現在の文科省の書いてある任務と違うでしょう。どういうふうに違つていますか。これは昔の話だから、いやいや、それはいいや。

そのときは、文部省はどつちかといつたらサービス機能的な、要するに、どうやったらみんなが勉強できるようにできるかということのために様々な条件を作るということを中心に任務が書いてあつた。

ところが今、今のこれはちよつと私も、文部省というのは国語を大事にしなきゃいけないんですけれども、どうも私も国語の力が弱いのかしらぬけれども、文部省設置法の目的のところを読むと、難しいんですよ、これが。

任務です、第三条、任務。「文部科学省は、教育の振興及び生涯学習の推進を中核とした豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成」、以下、「学術、スポーツ及び文化」と、こう行くんですよ。この日本語は、それが主語でそれが述語で、そして、例えばこの中間に入っていることはどういうことを意味するのか、ちよつと説明してみてください。

○政府参考人(結城章夫君) 文部科学省の任務が第三条で定められておりますけれども、一つは、教育の振興及び生涯学習の推進を中核とした豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成、これが一つの任務である……

○山本正和君 そこまでの意味を説明してください。

○政府参考人(結城章夫君) 意味でございますか。正にここに書いて……

○山本正和君 どれが主語でどれが述語ですか。それから目的はどういうふうになっているか。どれが形容詞ですか。

○政府参考人(結城章夫君) 「教育の振興」と「人材の育成」が並んでおりまして、その「人材」に、「人材の育成」の「人材」にここにあるような形容詞がずっと付いておるといふふうに思います、というふうな理解するのだと思います。

○山本正和君 ちよつとそうやって苦勞せぬといかぬですよ、読むの。

言わんとする意味は分かるんですよ。どういふことを言おうとしているかという気持ちは分かるけれども、これ普通の、例えば中学校が義務教育ですよ、義務教育を卒業した者がこれを読んでちゃんとこれは的確に分かるだろうか。ところが、旧文部省設置法はこんなことないんですよ。非常に分かりやすいんですよ、旧文部省設置法は。

ここは、これを見ると、「教育の振興及び生涯学習の推進を中核とした豊かな人間性を備えた」と、こういうふうにあるんだ。「中核とした豊かな人間性を備えた創造的な人材」と。簡単に言えば、文部科学省は人材の育成だ。これが第一目的なわけでしょう、本当から言うと、この文章は、違いますか。

○政府参考人(結城章夫君) そのとおりだと思います。人材の育成が任務であると書いてあります。

○山本正和君 ところが、それを教育の振興が目的じゃないかと、こういうふうには読む人もおるんですよ。

○政府参考人(結城章夫君) 教育の振興と生涯学習の推進を中核にして、豊かな人間性を備えた創造的な人材を育成するというのが任務であるというふうには書いてあると思います。

○山本正和君 だから、そういうふうには、それを、だからこれを読んで、今いろいろ議論しているようなことがはつきり分かるような文章の書き方が僕はあるだろうと思ふんですよ、本当は。そういうことも含めて、文部省としては是非こういうことも含めて検討してほしいと私は思ふんですよ。

そこで、森有札さん、初代文部卿ですね。文部大臣、初代文部大臣です。これ、文部省に対して自分が自ら、「自警」、自ら自分を戒める、そこにこういうことが書いてある。「文部省ハ全国ノ教育學問ニ関スル行政ノ大権ヲ有シテ」、行政の大権を有している。「其任スル所ノ責随テ至重ナリ」と。大変重たい。「然レハ省務ヲ掌ル者ハ須ラク専心鋭意各其責ヲ尽クシテ以テ學政官吏タルノ任ヲ全フセサル可ラス」、以下、ずっと書いてあって、大変な、しまいはこう書いてある。「其職ニ死スルノ精神覚悟アルヲ要ス」と書いてある。こういう気持ちで文部省は頑張っておったから、大体、文部相を、文部大臣をやった人が明治時代は総理大臣になるのが多かった。文部大臣を経験した人が総理になる。近ごろは、文部大臣というのは何か陪食大臣とかかつて言われてですね、今はそんなことないですけどもね、今はもうあれですけども。もう大変文部省は虐げられているんですよ。これは、文教科科学委員会に三人文部大臣経験の先生方おられるけれども、本当に各省との釣合ひの中で、我が国が戦後やってきた中でこれぐらい虐げられた省はないと私は思う。そのところを復興せぬことには、これは日本の国の教育できぬですよ、正直言います。

私は、そこで、いわゆる文部省設置法を読んでも、それから今度は文科省設置法を読んでも、もう少しやっぱり我々の任務は何かということを中心に一遍みんなで見直すべきじゃないのかと、文科省そのものが。そして、それからもっと自信を持って、自分たちが、文科省がこの国の責任を負う一番中心の、政府の中で重要なポストなんだという、そのところがやっぱり大臣自らがそういう気概を持ってやっていただく必要があると、こういうふうに思うんですがね。

そこで、中教審の議論でもそうなんです。中教審も、文部省の中から教育基本法ですね、文部省の中から教育基本法をやった直そうじゃないかと、時代に合わぬからと、こう言ってきたんなら僕はよく分かるんですね。しかし、そうじゃないんです。いろいろなところから来て、教育基本法って何か伝統文化がないぞなんて言われているんだ。ところが、ないぞと言う人は学校教育法を読んだのかと読んだでないんですよ。学校教育法の中に小学校、義務教育ですよ、義務教育において伝統文化の大切、きちっと位置付けてきているんですよ。ここに、渡してあるようにね。それをなぜ中教審は議論せぬのだ。そんなことを私は思っています。中教審ではどうも、学校教育法の問題は中教審ではどのような議論したんですか。

いんです。いろいろなところから来て、教育基本法って何か伝統文化がないぞなんて言われているんだ。ところが、ないぞと言う人は学校教育法を読んだのかと読んだでないんですよ。学校教育法の中に小学校、義務教育ですよ、義務教育において伝統文化の大切、きちっと位置付けてきているんですよ。ここに、渡してあるようにね。それをなぜ中教審は議論せぬのだ。そんなことを私は思っています。中教審ではどうも、学校教育法の問題は中教審ではどのような議論したんですか。

○委員長(大野つや子君) 御答弁は。

○山本正和君 いいか、じゃ、いいわ。ひとつ、中教審の今度は答申を受けたわけですから、答申を受けた段階で文部省は学校教育法と絡めて十分に議論をしていただきたい。これは副大臣、特に大変御苦労を願っているところですから、どうですか、ひとつお願いします。

○副大臣(河村建夫君) 私も、全部ではありませんが、昨年の十月就任以来、できるだけ基本部会、総会に出ております。その中で、少なくともその中では、学校教育法の中でこうなっているという議論は私の残念ながら記憶にはないのでありますが、我々の方にもこういう勉強会がございますが、その中ではやっぱり、学校教育法からやっぱり考えていく必要があるという議論もございまして、今最終答申出てまいりましたから、これをもう一回点検しながら十分協議、検討してまいりたい、そういうふうに思います。

○山本正和君 ひとつ、学校教育法における小学校のこの八項目ですか、この中身は大変立派なものがあるということについて、その辺も点検しておいていただきたいと思いますね。

そこで、今度は中教審ですわ。中教審が、私も知らなかったな、あれは私は法律に基づいてできたと思っておいたら、あれは法律に基づいていない審議会なんです。これ、なぜ一体法律から外してしまったのか、この辺の経過についてはどうですか。

○副大臣(河村建夫君) 審議会等の設置の根拠でございしますが、平成十三年一月の中央省庁等改革の一環として審議会等の整理合理化が行われまして、原則として政令で設置根拠を置くことというふうになったわけでございます。

このために、旧文部省においては文部省設置法の第七條に規定をされておりました中央教育審議会の文部科学省組織令第八十五條に設置根拠が置かれることになったと、こういうことでございまして、中央省庁等の改革推進本部の方針によりまして、再編成後の審議会等が国会議員を審議会等の構成にするものである、あるいは、委員人事において国会の同意を要するもの、こうした特定の場場合にのみ法律に設置根拠を置くこととして、該当しない場合には政令で設置根拠を置くこととした。これによって、先生おっしゃるような形で文部科学省の組織令になったということでございします。

○山本正和君 その前に、今度のやつの中に、文部省の中にあった各審議会を組織令の方に回したときありましたね。しかし、そのときには中教審だけが置かれた。その中教審だけ残ったか、その理由はどこですか。

○政府参考人(結城章夫君) この平成十三年一月の中央省庁改革のときに、審議会は整理合理化をします。

○山本正和君 それより前です、もっと前。

○政府参考人(結城章夫君) そのもっと前でございしますか。

○山本正和君 昭和五十年か、設置法の改正が、そのときにはかの審議会全部取られて、中教審だけ残ったんです。

○政府参考人(結城章夫君) ちょっとその経緯は今、よく調べてみます。

○山本正和君 それを今日は言おうと思って来たんです。中教審はいかに重たいかということ。それは、中教審の委員は内閣の承認が要つたんです。今度は違うでしょう。中教審の委員というのは内閣の承認を得るぐらい重たかったんです。実は

これは、今はだれが見ても中教審、格下げになったとしか思わないんですよ。なぜそんなことしたんだらうかと私は不思議で仕方ない。これは、中教審が作られたときの経緯で、国会の議論も読んでいろいろ、私、これ議事録取って読んでみたんですよ。中教審生まれるまでの経過もいろいろあったんですよ。中教審作ることに対していろいろな議論があったんですよ。それを何とか中教審を作ることによって、ここで不偏不党の、そしてどっちかといったらその当時、左がかった意見が強かったから、学者の方に、それを何とかちゃんとしていこうということで中教審作するために大変な苦労をして、そしてできた中教審。しかも、だからそれは内閣の承認を得るところまで追求したからというので、他の審議会をつぶすときにはこれだけ残したんですよ。

私は、これは文部省の魂だと思った。そうしたら、今度見て、ほかのやつと同じになってしまったものだからびっくりしたんですよ。これでもいいんでしょうかね、中教審というものを作ったときの意味からいって。もう有馬先生は中教審の委員もずっと御経験がありますけれども、国の基本を定める大変重要な役割を持った審議会、それが何かするつと置いていけるようなことをして、こんなことで本当にこの国の教育のことを我々政治の世界が考えているんだらうかと言われて、私どもはどうしたらいいのかわからないような、逆にじくじたる思いがするんですよ。

だから、本当に、今日のいろんな議論があった子供の問題、大変な問題ばかり抱えていますけれども、しかしその根本は国の責任としての、すべての国民に対して一定程度の学校教育保障するという、そういう基本の中における心棒、中心がやっぱり私は中教審だと思っております。そんなことを考えて、何とかこれ、中教審の復権とは言わぬけれども、私は思うんですが、その辺について大臣、どうですか、御見解は。

○国務大臣(遠山敦子君) 中央教育審議会が我が省の行政施策の基本についているんなら角度から御

審議をいただき、助言をいただいたり、答申をいただいたり、大変重要な機関でございます。

かつては、確かに中央教育審議会はその委員は内閣承認であつたわけでございます。それが行政改革という名の下に、省庁再編もあり、そして審議会も各省に一つしか駄目だという形になって、しかもその設置の仕方、組織令ですか、というようなことで今日になったわけでございますが、これは例外なく行政改革という掛け声の下になつたというふうに私は考えております。私がトルコに行つております間にいろいろなことが日本で大改革を遂げまして、中央教育審議会もその一つ。

それから、私も心血を注いで設立に力を注いだ大学審議会、これも委員は内閣承認であつたものが、これは今やなくなつてしまつたんですね。中央教育審議会の一分科会になつてしまいました。

それはもう、大学という、知の世紀を担う大学、どうしたらいいかということを論ずるのに、中央教育審議会のもう様々な分科会等の中でその一つとして位置付けられている、そういう形に今なつております。そんなことでのいいかと思うわけでございますが、これはもう決まつたことでございますし、恐らく行政改革というものを推進するための一つの国の大きな意思決定に沿つたということでございます。今日、そういう状況の中で、いかに政策において優れた知見を集約し、そして実行していくかということが大変大事だと思ひます。恐らく、ずっと先生のお立ちになつてから御議論を聞いておりましたけれども、一つには文部省もつとしっかりしろということであり、学校教育法の体系の中でもしっかり言われているようなことを今さら議論するまでもなく、中心的にもう法体系の中に置かれていのではないかな等を含めて、正に我々に対する御激励であると思ひます。

私も森有礼初代文部大臣がお書きになりました自警の書を、そのまま唯一私は自分の部屋に飾つてございます。これは歴代の大臣がそのようになつていたからでございます。日々あれを仰いでおります。そして、文部省の持つている仕事の

重要さというものをしっかりと常に考えろ、そして事が成つたと思つてもそれで満足をするな、更に進め、更に図つてますますその任務を遂行せよ、そしてその職に死することを覚悟せよ。これを日々拳々服膺いたしております。

というのは、私は、教育なり科学技術なり文化なり我が省の担つていられる分野というものは日本の成り立ちの将来を左右する誠に大事な分野だと思つております。先ほど委員は、歴代文部大臣、随分一生懸命おやりになつたと思ひますが、どうも文部省といひますか、今は文部科学省ですが、落ち込んでいられるのではないかとお話をいたしましたけれども、私は歴代のそれぞれの大臣方、文部科学省の、あるいは文部省の置かれた戦後の非常に難しい時期にかじ取りを一生懸命やつてこられたと思つております。今にして、今の立場で批判するのは楽だと思ひますけれども、あの戦後の大混乱の中で日本の教育を立て直すために心血を注いでやつてこられた方々のことを思うと、例えばこの間の義務教育費国庫負担法の話だつて軽々には賛成できないところがあるわけでございまして、しかもその国家の今迎えている大転換期にどこまで協力するかというそのバランスを取りながら、私としては、大げさに言へば、森有礼氏が書かれた最後の行というのを常に考えながらやつていくということを私の信念として今取り組んでいるところでございます。

中央教育審議会の答申が今日出た中で、国を愛するとういような言葉にさへ疑問を持たれるような方もおられる。これは正に意見の自由であり、思想の自由ということで守られていられると思ひますけれども、そういったことも、私としては、そういうことではなくて、日本の将来を考えて、一体どうあつたらいいかということに常に原点に立ち返りながら、二十一世紀の初めの、様々にもう予想もできないようなことが起きつつある、現に今日がそうでございますけれども、そういう中で教育の重要性というものを政治の場で再認識していただくというのが私の役割であると思ひます。

す。教育の重要性を認識しないような人々が政治を行つていられるとすれば、その国の品格はないと私は思つているところでございます。

○山本正和君 是非ひとつ頑張つていただきたいんですが、ただ私が先ほど言つたのは、歴代の文部大臣がサボつていたというんじゃないので、国の位置付けが、内閣の位置付けが正直言つてちよつと戦後金もうけに走り過ぎちゃつて、日本の国が、位置付けが悪かつたということを指摘したので。

要するに、なぜ私がこんなことを文部省に對して言ふかといつたら、私が今までの人生の中で尊敬する、私よりも二つ上ですけれども、かつての文部事務次官をしておつた佐野さんという人がおるんですよ。本當に一生懸命になつて戦後貧しい中でのこの国のために頑張つた、その姿が思い浮かばれるものだから。そのときに様々ないろんな折衝あつたですよ、各大臣とのね。しかし、本氣になつてやられた。それを、今はちよつとあれ、自民党から離れたけれども、藤波代議士からも私よく聞いているし、それから森前総理からも、それは文教のいろいろな苦しみ、私聞いていますよ。

しかし、やつぱり一番中心になるのは、文部省が本氣になつてぶつからないかぬですよ、死するまでとは言わぬけれども。内閣の中でもひとつ頑張つていただいて、ほかの省庁と同じような合理化の中の一環として教育行政をやられたら駄目です。それから、教育行政は別だと言つて。

これは、特に副大臣は一番元氣な若い盛りですから頑張つていただきたいことを要望いたしますし、これで私の質問を終わります。

○委員長(大野つや子君) 本日の調査はこの程度といたします。

○委員長(大野つや子君) 義務教育費国庫負担法及び公立養護学校整備特別措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。遠山文部科学大臣。

○国務大臣(遠山敦子君) このたび、政府から提出いたしました義務教育費国庫負担法及び公立養護学校整備特別措置法の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

義務教育は、憲法の要請により、すべての国民に對し、必要な基礎的資質を培うものであり、国と地方が適切に役割分担しつつ、円滑に実施することが重要であります。

一方、現在、政府においては、地方行財政改革を推進するため、地方分権改革推進会議の意見や経済財政諮問会議における議論などを踏まえ、国と地方の役割分担に應じた事務事業の在り方の見直し、国庫補助負担金の縮減に向けた検討を進めているところであります。

この法律案は、かかる政府の方針を受け、義務教育費国庫負担金について、義務教育に関する国の責任を適切に果たしつつ、義務教育に関する国と地方の役割分担及び費用負担の在り方の見直しを図る観点から、その負担対象経費を限定することとするものであります。

次に、この法律案の内容の概要について御説明いたします。

この法律案は、共済費長期給付及び公務災害補償に要する経費の性質にかんがみ、平成十五年度から、公立の義務教育諸学校の教職員に係る共済費長期給付及び公務災害補償に要する経費を国庫負担の対象外とするものであります。

なお、このことに伴う地方財源の手当てについては、所要の財源措置が講じられることとされております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、十分御審議の上、速やかに御賛成くださいますようお願いいたします。

今読みました中で、終わってから六行目の、公立の義務教育諸学校の教職員「等」を読みまして

した。申し訳ございませんでした。謹んで訂正、お願いしたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○委員長(大野つや子君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後七時八分散会

三月十九日本委員会に左の案件が付託された。

一、義務教育費国庫負担法及び公立養護学校整備特別措置法の一部を改正する法律案

義務教育費国庫負担法及び公立養護学校整備特別措置法の一部を改正する法律案

義務教育費国庫負担法及び公立養護学校整備特別措置法の一部を改正する法律案

第一条 義務教育費国庫負担法(昭和二十七年法律第三百三十三号)の一部を次のように改正する。

第二条 第三条及び第四号を削り、第五号を第三号とする。

附則中第二項から第五項までを削り、第一項の項番号を削る。

(公立養護学校整備特別措置法の一部改正)

第二条 公立養護学校整備特別措置法(昭和三十一年法律第一百五十二号)の一部を次のように改正する。

第五条中第二号及び第三号を削り、第四号を第二号とする。

附則中第四項を削り、第五項を第四項とし、第六項から第十一項までを削る。

附則第十二項中「附則第五項」を「前項」に、「附則第十七項」を「附則第十項」に改め、同項を附則第五項とする。

附則第十三項中「附則第十八項」を「附則第十一項」に改め、同項を附則第六項とする。

附則第十四項を第七項とし、第十五項を第八項とする。

八項とする。

附則第十六項中「附則第十二項から第十四項まで」を「附則第五項から第七項まで」に改め、同項を附則第九項とする。

附則第十七項中「附則第十二項」を「附則第五項」に、「附則第五項」を「附則第四項」に改め、同項を附則第十項とする。

附則第十八項中「附則第十三項」を「附則第六項」に改め、同項を附則第十一項とする。

附則第十九項中「附則第十四項」を「附則第七項」に改め、同項を附則第十二項とする。

附則第二十項中「附則第十二項から第十四項まで」を「附則第五項から第七項まで」に、「附則第十五項及び第十六項」を「附則第八項及び第九項」に改め、同項を附則第十三項とする。

附則

(施行期日)
第一条 この法律は、平成十五年四月一日から施行する。

(平成十五年以降の年度に係る経費についての改正後の規定の適用等)

第二条 第一条の規定による改正後の義務教育費国庫負担法及び第二条の規定による改正後の公立養護学校整備特別措置法の規定は、平成十五年以降の年度の予算に係る国の負担(平成十四年度以降の年度に係る経費について平成十五年以降の年度に支出される国の負担を除く。)について適用し、平成十四年度以前の年度に係る経費につき平成十五年以降の年度に支出される国の負担については、なお従前の例による。

(地方財政法の一部改正)
第三条 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第十条第二号を次のように改める。

二 削除

附則第三十四条第一項第五号を削り、同項第六号を同項第五号とする。
(地方公務員等共済組合法の一部改正)

第四条 地方公務員等共済組合法(昭和三十一年法律第一百五十二号)の一部を次のように改正する。

第三十八条の八第五項を削る。

第百三十三条第二項中「市町村立学校職員給与負担法」の下に「(昭和二十三年法律第三十五号)」を加える。

附則第三十一条中「とあるのは「公立学校」を」とあるのは、「公立学校」に改め、「、第三十八条の八第五項及び附則第十四条の六第四項中「義務教育諸学校」とあるのは「義務教育諸学校(学校給食法第五条の二に規定する施設を含む。)」と」を削る。

(地方公務員等共済組合法の一部改正に伴う経過措置)

第五条 前条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法第三十八条の八第五項の規定は、平成十四年四月一日に始まる事業年度において長期給付積立金に充てられるべきものとして公立学校共済組合から地方公務員共済組合連合会に払込みのあった金額については、なおその効力を有する。

2 地方公務員共済組合連合会は、平成十五年四月一日前に終了する事業年度において長期給付積立金に充てられるべきものとして公立学校共済組合から払込みのあった金額のうち、前条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法第三十八条の八第五項(前項の規定によりなおその効力を有するものとされる場合を含む。)の規定により財政融資資金に預託している金額(以下この項において「預託金」という。)については、預託金の契約上の預託期間が満了するまでの間は、引き続き財政融資資金に預託することができ。

平成十五年三月三十一日印刷

平成十五年四月一日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

C